

第 7 次宮崎市行財政改革大綱

〔平成 2 5 年度～平成 2 9 年度〕

(改訂版)



宮 崎 市

平成 2 5 年 4 月

(平成 2 8 年 4 月改訂)

はじめに

本市は、平成２５年３月に策定した第四次宮崎市総合計画後期基本計画の重点目標の一つである「効率的で信頼される行政経営」を実現するための計画として、同年４月に「第７次宮崎市行財政改革大綱」を策定しました。

大綱を構成する「効率的で信頼される行政運営の確立」、「健全財政の確立」及び「市民の視点に立った行政サービスの確立」の３つの基本的な視点から種々の実施項目に取り組んだ結果、３年間の計画期間において概ね目標を達成することができました。

「第７次宮崎市行財政改革大綱」は平成２７年度末をもって計画期間を終了しましたが、急激な人口減少の到来が眼前に迫る中、地方創生の実現に向けた取組を進めていくとともに、これまで以上に「選択と集中」を徹底し、限られた経営資源を重点的に投資することで真に必要な行政サービスを持続的に提供していくためには、更なる行財政改革を推進していく必要があることから、このたび「第７次宮崎市行財政改革大綱（改訂版）」を策定しました。

改訂版では、第四次宮崎市総合計画後期基本計画との整合性を保つため、「第７次宮崎市行財政改革大綱」の体系や各実施項目を発展的に継承するとともに、役割を終えた項目については必要な修正を加え、新たな取組に果敢に挑戦することで、第四次宮崎市総合計画後期基本計画の計画終期である平成２９年度までの２年間で、更なる行財政改革に計画的に取り組むこととしています。

平成２８年４月

宮崎市長 戸 敷 正

目 次

	ページ
はじめに	
第 1 これまでの行財政改革の取組	1
第 2 取り巻く環境の変化	1
(1)社会経済環境の変化	
(2)宮崎市の将来推計人口	
(3)宮崎市の今後の財政見通し	
第 3 本大綱の位置づけ	5
第 4 行財政改革を進める上での3つの基本的な視点	7
第 5 取組期間	7
第 6 基本計画（具体的な施策）	8
<u>1 効率的で信頼される行政運営の確立</u>	8
(1) 適正な定員管理の推進	
(2) 民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応	
(3) 「能力」と「意欲」をもった人材（職員）の育成	
(4) 行政評価の推進	
(5) 情報公開の適切な運用	
(6) 公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」	
(7) 「新しい公共」の確立～行政・事業者・市民活動団体・市民の役割分担の推進	
(8) 内部統制の充実・強化	
(9) 外郭団体等改革	
(10) 事務事業等の見直し	
(11) 組織の見直し	
(12) 給与制度・勤務条件の見直し	
<u>2 健全財政の確立</u>	11
(1) 持続可能な財政構造の確立	
(2) 実効ある歳入確保	
(3) 不断の歳出削減	
(4) 資産・債務改革（新地方公会計制度）	
<u>3 市民の視点に立った行政サービスの確立</u>	12
(1) 広報活動の充実	
(2) 庁舎機能の充実	
(3) 職員の資質向上	
(4) 情報化の推進	
第 7 数値目標	13
第 8 計画の推進に向けて	16
実施計画	17
参考資料	94

第1 これまでの行財政改革の取組

昭和61年2月	宮崎市行政改革大綱（第1次）
平成8年2月	新宮崎市行政改革大綱（第2次）
平成11年2月	新たな宮崎市行財政改革大綱（第3次）
平成14年2月	宮崎市行財政改革大綱（第4次） ①市民の視点に立った効率的な行財政システムの確立 ②市民が求める的確な行政サービスの提供 ③市民等との協働によるまちづくりの推進 実施年度 平成14～16年度 効果額 52億8,800万円
平成17年4月	宮崎市行財政改革大綱（第5次） ①市民との協働による質の高い、最適な公共サービスの提供 ②住民自治による地域の特性を活かした公共サービスの提供 ③分権型社会・協働型社会に対応した行財政システムの確立 実施年度 平成17～19年度
平成18年8月	宮崎市行財政改革大綱（一部改訂版）－宮崎市中心改革プラン－ （1市3町合併及び平成17年3月29日付け（総務事務次官通知） 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の作成 について」を踏まえ、平成17年4月に策定した大綱を一部見直し） 実施年度 平成17～21年度 効果額 162億7,900万円
平成22年4月	新宮崎市行財政改革大綱（第6次） ①効率的で信頼される行政運営の確立 ②健全財政の確立 ③市民の視点に立った行政サービスの確立 実施年度 平成22～24年度 効果額 45億5,000万円
平成25年4月	第7次宮崎市行財政改革大綱（第7次） ①効率的で信頼される行政運営の確立 ②健全財政の確立 ③市民の視点に立った行政サービスの確立 実施年度 平成25～27年度

第2 取り巻く環境の変化

（1）社会経済環境の変化

厳しい経済状況が続く中、市税収入は伸び悩み、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等の動向について不透明な点が多く、安定的な財源確保が期待できない状況にあります。また、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や、市民ニーズの多様化、高度化に伴う行政需要の増大も重なり、ますます厳しい財政運営が予測されます。

本市においては、これらの時代の変化やそのスピードに柔軟に対応できる行財政システムへの変革が必要となっています。

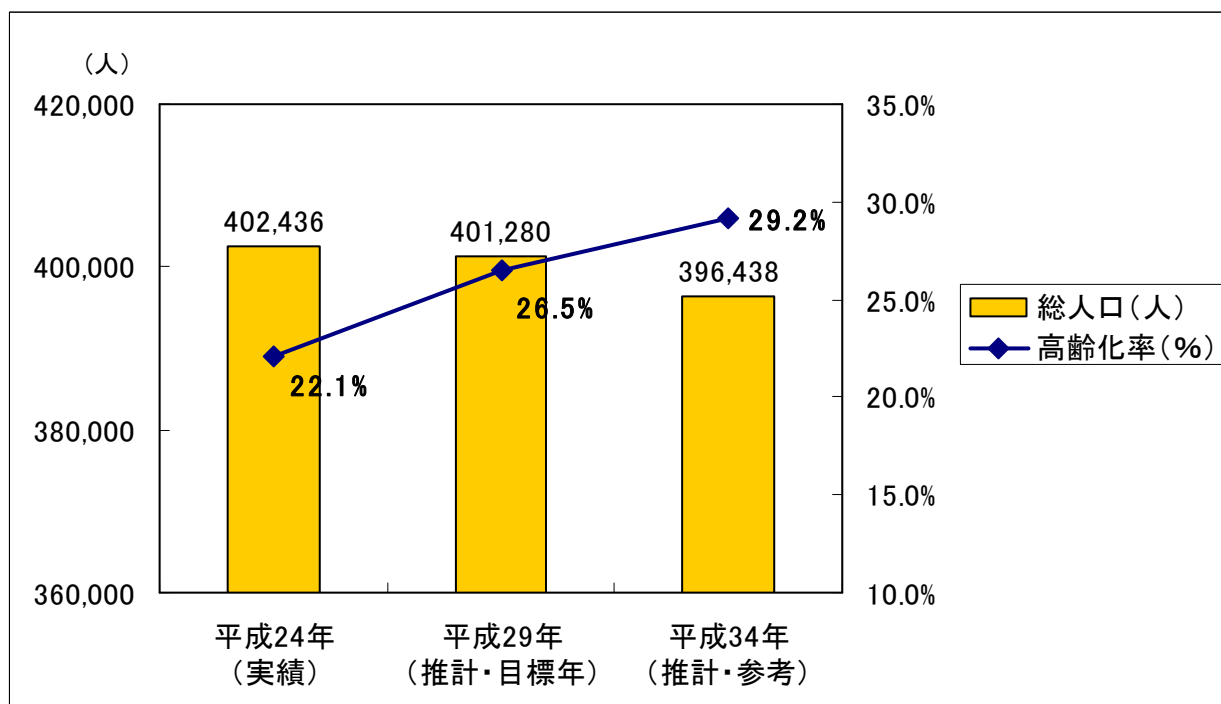
(2) 宮崎市の将来推計人口

宮崎市の将来推計人口は、平成 24 年の約 40.2 万人から平成 29 年には、約 40.1 万人（減少率 0.3%）に減少する見込みです。

また、老年人口（65 歳～）は、今後 5 年間で約 1.7 万人増加すると予想され、高齢化率も平成 24 年の 22.1%から平成 29 年には 4.4 ポイント増加し、26.5%に達する見込みであることから、社会保障分野での行政需要の増加が見込まれます。

	平成 24 年(2012 年) (実績)	平成 29 年(2017 年) (推計・目標年)	平成 34 年(2022 年) (推計・参考)
総人口(人)	402,436	401,280	396,438
生産年齢人口(人)	254,621	238,306	227,066
老年人口(人) [65歳～]	89,157	106,551	115,770
高齢化率(%)	22.1%	26.5%	29.2%

備考：基準人口を平成 24 年 10 月 1 日現在の現住人口とし、同時点の住民基本台帳人口（5 歳階級別人口）、国立社会保障・人口問題研究所発表資料等を基にコーホート要因法により推計。
平成 24 年の区分別人口は、同年 10 月 1 日現在の現住人口と住民基本台帳人口の総数の比率を、住民基本台帳人口の区分別人口に乗じて推計。

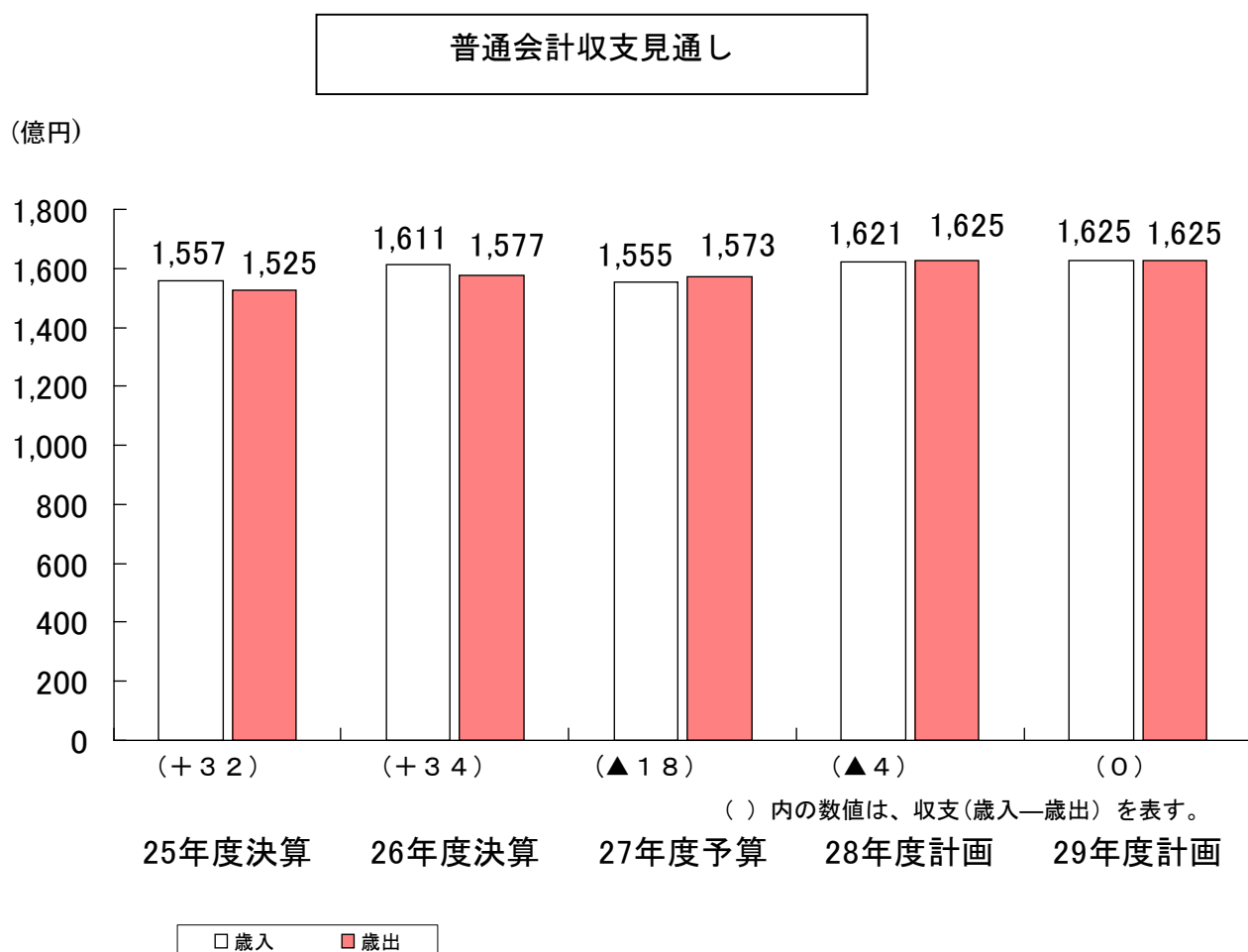


(3) 宮崎市の今後の財政見通し

これまで本市では、少子高齢化や社会保障費の増大など社会経済情勢の変化に対応し、真に必要な市民サービスの水準を確保しつつ、将来にわたって持続的に発展していくため、平成26年10月に「宮崎市中期財政計画(平成27年度～29年度)」を策定し、市債残高の圧縮、財政5基金の確保、歳入歳出改革による一般財源の確保・削減という3つの財政目標を掲げ、徹底した行財政改革による健全な財政運営を図ってきております。

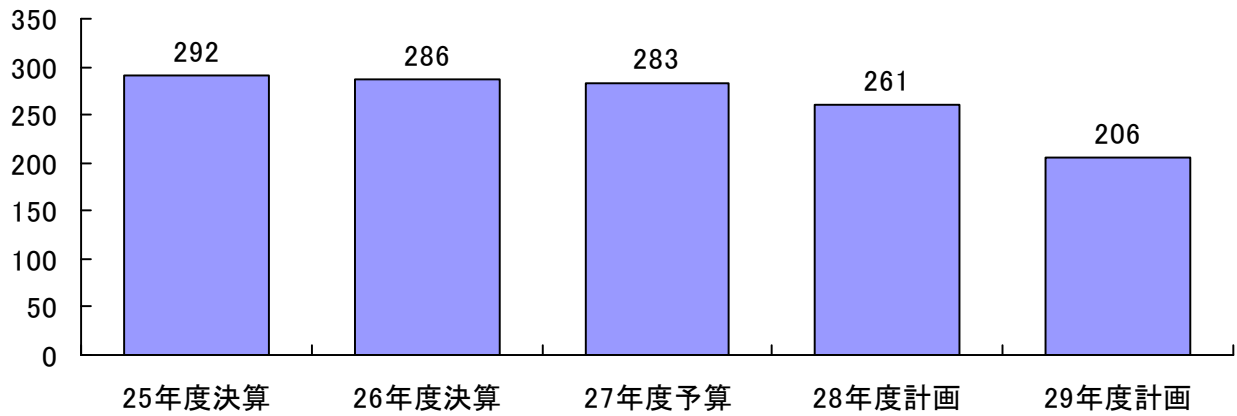
今後、子ども・子育て支援制度の充実や高齢者人口の自然増等、少子高齢化に伴う社会保障費の大幅な増加が見込まれる一方で、歳入の根幹をなす市税は、県内経済の持ち直しの動きのなかで、税収の伸びは期待できるものの、合併算定替の縮減等の影響を受ける地方交付税をはじめ、地方譲与税、地方特例交付金等の動向について不透明な点が多く、安定的な財源確保が期待できない状況となっています。

これらの厳しい財政状況の中で、地方創生関連事業等の積極的な取組を含む「第四次宮崎市総合計画後期基本計画」を確実に推進していくためには、市税をはじめとする自主財源を確保しつつ、事業を「選択と集中」の観点から見直して予算の適正配分を図るなど、引き続き徹底した行財政改革に取り組み、自立した持続可能な財政基盤を確立することが求められます。



財政5基金残高（見込み）

（億円）



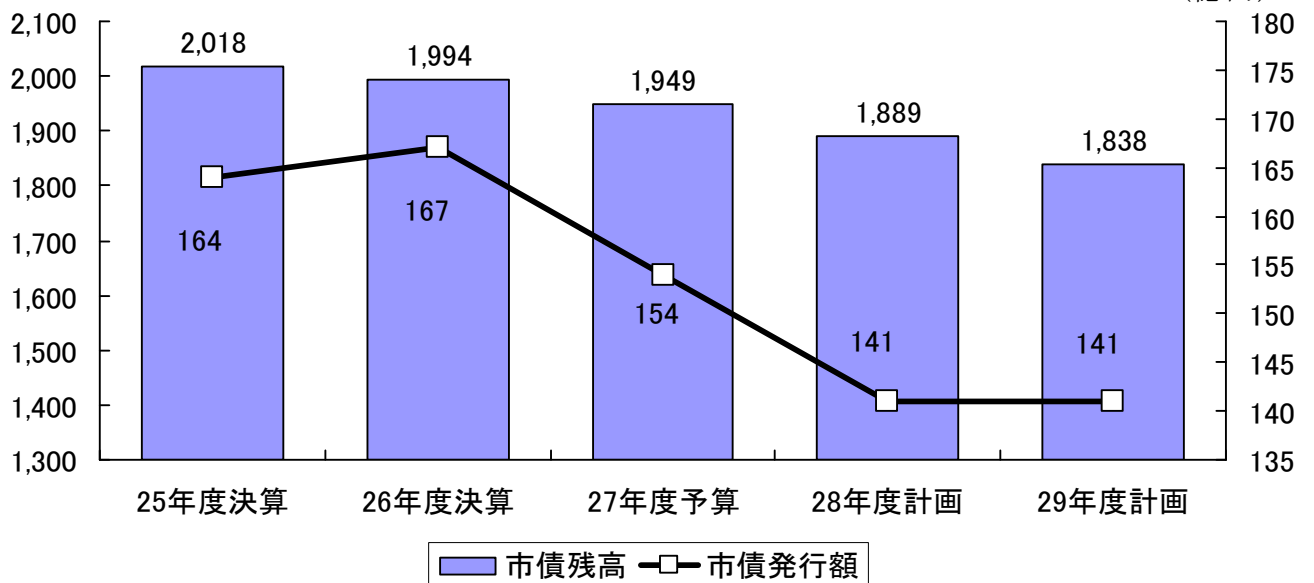
市債残高及び市債発行額（見込み）

市債残高

市債発行額

（億円）

（億円）



▲ 「宮崎市中期財政計画《平成27年度～平成29年度》（平成27年度ローリング）」より

第3 本大綱の位置付け

本市は、総合計画の基本構想期間を平成20年度から10年間とし、平成24年度までの5年間に前期基本計画実施期間、平成25年度から平成29年度までを後期基本計画実施期間として、さまざまな施策を実施しています。

「第7次宮崎市行財政改革大綱（改訂版）」は、第四次宮崎市総合計画後期基本計画を踏まえ策定した第7次宮崎市行財政改革大綱の位置付けを継承します。

本大綱では、本市の行財政改革についての考え方を体系的にまとめるとともに、総合計画で掲げる主要施策をさらに拡充することで、「効率的で信頼される行政経営」の確立を目指すこととします。

第四次宮崎市総合計画後期基本計画では、本市の将来の都市像である『「活力と緑あふれる太陽都市…みやざき…」～次世代につなぐまちづくり～』を実現するため、まちづくりの目指すべき方向性を示した5つの基本目標を設定しています。

《将来の都市像》 活力と緑あふれる太陽都市…みやざき… ～次世代につなぐまちづくり～

基本目標

1

市民が主体となったまちづくりと
効率的で信頼される行財政運営【協働・行財政】

基本目標

2

自然と共生し快適に暮らせるまち【快適・便利】

基本目標

3

ともに支え合い、安全で、
安心して暮らせるまち【安全・安心】

基本目標

4

活気があふれ、いきいきと働けるまち【活力・輝き】

基本目標

5

郷土を誇りに思い、
心豊かな人が育つまち【誇り・尊重】

5つの基本目標の下には、それぞれ重点目標が設定されており、さらにその下には、個別目標が設定されています。

「第7次宮崎市行財政改革大綱（改訂版）」は、第7次宮崎市行財政改革大綱（計画期間：平成25年度～27年度）と同様に、自治の運営に関する基本目標「市民が主体となったまちづくりと効率的で信頼される行財政運営」のうち、**重点目標「効率的で信頼される行政経営」の個別目標1-2-1～3を達成するための計画**と位置付けます。

基本目標	重点目標	個別目標
基本目標1 市民が主体となったまちづくりと 効率的で信頼される 行財政運営	1-1 市民が主体の住民自治のまち	1-1-1 市民が地域自治に参加し、住民主体のまちづくりが行われている
		1-1-2 市民との協働によるまちづくりが実践されている
	1-2 効率的で信頼される行政経営	1-2-1 効率的で信頼される行政運営が行われている
		1-2-2 財政が健全である
		1-2-3 市民の視点に立った行政サービスのできる市役所になっている
		1-2-4 市域が均衡して発展している

第4 行財政改革を進める上での3つの基本的な視点

本大綱では、重点目標「効率的で信頼される行政経営」の3つの個別目標に沿って設定した、次の3つの基本的な視点で行財政改革を進めます。

1 効率的で信頼される行政運営の確立

2 健全財政の確立

3 市民の視点に立った行政サービスの確立

第5 取組期間

この大綱の取組期間については、計画期間を平成29年度までとする第四次宮崎市総合計画・後期基本計画の期間と整合させるため、平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)までの5年間とします。

計 画 名		20年度		24年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		(2008年度)		(2012年度)		(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)
第7次宮崎市行財政改革大綱						← 3年間 → → 延長(改訂) →				
第四次 宮崎市総合計画	基本構想	←								→
	基本計画	←	< 前 期 >	→		< 後 期 >				

第6 基本計画（具体的な施策）

総合計画では、すべての個別目標について「達成するための基本的な考え方」と、「実現するための主要施策」が合わせて示されています。

これらの「基本的な考え方」を踏まえた上で、「実現するための主要施策」に加え、さらに8つの施策を追加します。

これらの施策に沿って、実施計画で具体的な取組を進めていくことになります。

1 効率的で信頼される行政運営の確立

《個別目標を達成するための基本的な考え方》【総合計画 44ページ】

本市においては少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が予測されており、税収の伸びが見込めない限られた財源の中で、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、より簡素で効率的な行財政運営に取り組むことが求められています。

そのため、事務事業及び組織・機構の積極的な見直しや民間事業者の活用等により、適正な定員管理と市民サービスの向上に努めるとともに、能力と意欲をもった職員を育成するため、「新宮崎市人材育成基本方針」（平成19年度策定）に沿って、各種研修などの充実を図ります。

また、市民の市政に対する理解と信頼を高めるためには、責任ある行政主体として運営の透明性を確保することが重要です。

そのため、市民が市政について政策判断できるよう、政策・施策の成果を検証できる行政評価制度の確立に取り組むとともに、情報公開制度の適切な運用に努めます。

さらに、今後は公共施設の更新や維持管理に関して多額の財政負担が想定されることから、「宮崎市公共施設経営基本方針」（平成23年度策定）に基づき、適正な施設配置や長寿命化の推進などに市民目線で取り組むことにより、最適な公共施設サービスの提供を図ります。

(1)適正な定員管理の推進

事務事業及び組織・機構の積極的な見直しにより、適正な定員管理に努めます。

(2)民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応

業務の外部委託化など民間事業者の活用等により、事務の効率化を図るとともに、市民サービスの向上につなげます。

(3)「能力」と「意欲」をもった人材（職員）の育成

組織全体のレベルアップのため職場研修を活性化するとともに、個別の研修効果の検証や職員ニーズの把握により研修体系等を見直しを図ります。

また、すべての職員が、性別に関係なく公平に育成・評価・処遇され、能力を最大限に発揮できる活力ある職場づくりを目指します。

(4)行政評価の推進

継続事業評価や新規事業評価を実施し、次年度に向けた改革改善の方向を決定するほか適切な予算配分を推進していきます。また、施策評価を実施し、複数の事務事業を束ねて評価することで、より戦略的な施策の展開に努めます。

(5)情報公開の適切な運用

宮崎市情報公開条例に基づき、情報公開制度の適切な運用に努めます。

(6)公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」

最適な量の保有、適正な配置による「総量の最適化」に取り組めます。また、継続して保有する施設の長寿命化、維持管理費の削減などの経営適正化計画を策定し、「質の向上」に取り組めます。

(7)「新しい公共」の確立～行政・事業者・市民活動団体・市民の役割分担の推進

地方分権を推進するため、事務権限の移譲や規制緩和、税財源の確保などに取り組めます。

また、地域における多様な主体によるまちづくりを推進し、地域ニーズに合った公共的サービスの提供につなげるなど自主性・自立性の高い住民自治の充実を推進していきます。

(8)内部統制の充実・強化

地方分権の担い手として、市政に対する市民の信頼を確保するため、内部統制の充実・強化に努めます。

(9)外郭団体等改革

市職員の派遣のあり方の見直しに努めます。

(10)事務事業等の見直し

「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」観点から、事務事業や公の施設の管理運営について見直しを進めるとともに、内部事務についても効率化を進めます。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

〔地方公共団体の法人格及び事務〕

第2条（略）

②～⑬（略）

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

⑮～⑰（略）

(11)組織の見直し

社会経済情勢の変化や高度化・多様化する市民ニーズなどを的確に把握し、時代に即応した機能的で効率的な組織を確立するため、本庁をはじめ、各総合支所等の組織体制の検討、見直しを行います。

(12)給与制度・勤務条件の見直し

厳しい財政状況を踏まえるとともに、国、県及び他の地方公共団体との均衡に考慮しつつ、国の公務員制度改革の動向等を見極めながら見直しを行い、市民の理解が得られる給与制度や勤務条件を確立します。

2 健全財政の確立

《個別目標を達成するための基本的な考え方》【総合計画 46ページ】

本市では、真に必要な市民サービスを将来にわたって維持するため、理想とする財政のすがたを「自立した、持続可能な財政」として掲げ、市税をはじめとする自主財源を確保しながら、経営的視点をもって不断の歳出削減に取り組んでいるところです。

特に、少子高齢化の進展に伴い、福祉・医療・子育てなどの社会保障費の増大が今後も想定されることから、事業の実施に際しては選択と集中により、事業の必要性、有効性、効率性などを十分に考慮した予算配分を行うとともに、経費の節減や効率的な事業の執行を進め、徹底して歳出を抑制することが重要となっています。

今後とも、都市間競争に打ち勝つ実力のある中核市として大きく飛躍していくために、引き続き徹底した行財政改革に取り組み、持続可能な財政基盤の確立に努めます。

(1)持続可能な財政構造の確立

中期財政計画を毎年度検証し、次年度の予算編成に活用するとともに、健全な財政基盤の確立に繋げていきます。

また、効率的な公金の管理運用も取り組んでいきます。

(2)実効ある歳入確保

公の施設の使用料・手数料について、受益と負担の観点から適正な金額を設定し、自主財源の確保に努めるほか、市税等の収納率の向上も目指します。

また、納付書について可能な限り集約化を行い、コンビニ収納、ペイジー収納を段階的に開始し、納付機会の拡大を図り収納率の向上や市民の利便性の向上に取り組みます。

(3)不断の歳出削減

公共事業の検証や研修等を通じて技術職員のコスト削減の意識の継承を行います。

また、国民健康保険について効果的かつ効率的な点検実施体制を構築し、医療費適正化事業の強化を図ります。

他にも、設備の改修を行う際、民間の省エネサービス専門事業者を活用することで、通常の改修よりも省エネ・省コストの面でより大きな効果を生み出し、歳出の削減を図ります。

(4)資産・債務改革（新地方公会計制度）

未利用地について有効活用の可能性を検討し、効率的な行財政運営を図るほか、固定資産台帳の整備や複式簿記の考え方による統一的な基準による財務書類を作成し、財政健全化の取組に活用します。

3 市民の視点に立った行政サービスの確立

《個別目標を達成するための基本的な考え方》【総合計画 48ページ】

本市を含め基礎自治体は、地方分権の担い手として、また、地域経営の主体者として、効率的な行政運営を行うことが重要です。また、多様化する市民ニーズに対応していくため、市民の視点に立った市民サービスの向上が求められています。

そのため、広報紙やホームページをはじめ、新聞やラジオなどのさまざまなメディアを活用して、市民に積極的に行政情報を提供するとともに、広聴機能を充実させ、あらゆる機会を捉えて、市民から幅広く意見を聴くなど市民ニーズの把握に努め、今後の市政運営に活用します。

また、市民サービスの拠点として、庁舎は安全で誰もが利用しやすい施設であることが求められます。そのため、ワンストップサービスの提供や案内標示等の充実など、機能強化を図ります。

さらに、市民の視点に立ち、迅速かつ丁寧な市民サービスを行うための職員研修を実施するなど、職員の資質向上を図ることにより、一層満足度の高い行政サービスの提供に努めます。

(1)広報活動の充実

市政情報をより多くの市民に提供するため、人の集まる商業施設等、広報紙の配布場所を拡大するほか配布方法の周知に努めます。

(2)庁舎機能の充実

市民サービスの向上や防災拠点としての機能強化など、庁舎としての機能を充実させるための取り組みを進めます。

(3)職員の資質向上

感染症危機管理体制の充実・強化のために研修や訓練を実施し、職員の資質向上に努めます。

(4)情報化の推進

災害時の情報伝達体制の充実・強化に向けて、防災メールの登録者の拡大に取り組んでいきます。

第7 数値目標

総合計画には、個別目標の達成度を測る物差しとなる8項目の「成果指標」が設定されています。それらに加え、本大綱では7項目の数値目標（目標年度 平成29年度）を設定し、着実な改革・改善を進めます。

1 効率的で信頼される行政運営の確立

(1)節減（効果）額（累積額）： 50億円以上

総合計画において、平成29年度の節減（効果）額は、「行財政改革大綱で定める」とされていますので、本大綱で「50億円以上」と定めます。

(2)職員数（定員適正化計画）： 2,491名以下

総合計画において、平成29年度の職員数は、「定員適正化計画で定める」とされています。平成28年3月に策定した第七次定員適正化計画では、下記のとおり定めています。

【年度別計画職員数】

	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1
職員数	2,491人	2,491人以下	2,491人以下

(3)公共施設の経営適正化計画策定の進捗率：100%（平成28年度）

公共施設の施設評価を実施し、「継続」、「改修・移転」、「用途変更・移転」、「廃止・統廃合」の四つに分類した後の「経営適正化計画」策定進捗率を定めています。

(4)階層別研修の「有益率」：98.00%

階層別研修（例：課長研修、課長補佐研修など）に参加した職員を対象に実施する「ふりかえりアンケート」において、研修が「有益だった」とする職員の割合を「有益率」とします。

2 健全財政の確立

(1)市債残高（普通会計ベース）：1,838億円

(2)財政5基金残高：206億円

(3)市税収納率（現年度分）：98.80%

(4)国民健康保険税収納率（現年度分）：90.40%

(5)介護保険料収納率（現年度分）：98.60%

(6)保育料収納率（現年度分）：98.60%

(7)市営住宅家賃収納率（現年度分）：99.55%

(8)水道料金収納率（現年度分）：90.32%

(9)下水道使用料収納率（現年度分）：89.70%

※水道料金（(8)）、下水道使用料（(9)）の収納率は、毎年4月から翌年3月までに請求した料金に対する当該3月末日までに納入された料金の割合。3月請求分の納期限は4月末で、ほとんどが翌年度に入ってから納付される。

《参考》H26 年度実績収納率

【水道料金】 3月末：90.26% 4月末：97.87% 5月末：98.80%

【下水道使用料】3月末：89.53% 4月末：97.74% 5月末：98.79%

3 市民の視点に立った行政サービスの確立

(1)広報紙の内容が「理解できる」又は「おおむね理解できる」と感じる市民の割合：90.00%
（市政モニターアンケート）

(2)窓口対応など市民サービスに対する満足度（市民意識調査）：60.00%

総合計画の重点目標のひとつ「効率的で信頼される行政経営」

	1. 効率的で信頼される行政運営の確立	2. 健全財政の確立	3. 市民の視点に立った行政サービスの確立
施策	1.適正な定員管理の推進 2.民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応 3.「能力」と「意欲」をもった人材(職員)の育成 4.行政評価の推進 5.情報公開の適切な運用 6.公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」 7.「新しい公共」の確立～行政・事業者・市民活動団体・市民の役割分担の推進 8.内部統制の充実・強化 9.外郭団体等改革 10.事務事業等の見直し 11.組織の見直し 12.給与制度・勤務条件の見直し	13.持続可能な財政構造の確立 14.実効ある歳入確保 15.不断の歳出削減 16.資産・債務改革(新地方公会計制度)	17.広報活動の充実 18.庁舎機能の充実 19.職員の資質向上 20.情報化の推進
数値目標	1.節減(効果)額(累積額) :50億円以上 2.職員数(定員適正化計画) :2491名以下 3.公共施設の経営適正化計画策定の進捗率 :100% 4.階層別研修の「有益率」(ふりかえりアンケート) :98.00%	5.市債残高(普通会計ベース) :1838億円 6.財政5基金残高 :206億円 7.市税収納率(現年度分) :98.80% 8.国民健康保険税収納率(現年度分) :90.40% 9.介護保険料収納率(現年度分) :98.60% 10.保育料収納率(現年度分) :98.60% 11.市営住宅家賃収納率(現年度分) :99.55% 12.水道料金収納率(現年度分) :90.32% 13.下水道使用料収納率(現年度分) :89.70%	14.広報紙の内容が「理解できる」又は「おおむね理解できる」と感じる市民の割合 :90.00% 15.窓口対応など市民サービスに対する満足度(市民意識調査) :60.00%

第8 計画の推進に向けて

1 実施計画の策定

本大綱に基づく具体的な実施項目と年次計画を取りまとめた「実施計画」を策定します。

実施計画では、市民に実施項目の内容が分かりやすいものとなるよう達成水準や達成期限を可能なかぎり明示します。

また、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するための新たな取り組み事項については、新たな実施項目として、適宜実施計画に追加します。

2 取り組み体制

庁内の総合的かつ横断的な推進体制である「宮崎市行政改革推進本部」（本部長：市長）を中心に、職員一人ひとりが行財政改革は自らの課題であるとの認識を持ち、全庁を挙げて改革・改善に取り組みます。

3 積極的な取り組み

各実施項目の年次計画については、常に前倒ししながら取り組むよう努め、可能な限り早期の目標達成を図ります。

また、前年度の実施状況を点検したうえで、毎年度、取り組み内容を適切に見直し、所期の目標達成を図ります。

4 進行管理

各実施項目は、所管課が責任をもって進行管理し、行政改革推進本部が総括します。

全庁的な課題や複数の課にまたがる課題のうち特に重要なものについては、関係課と連携し、同本部において進行管理します。

5 実績の公表

各実施項目の実施状況については、各界各層の知識経験を有する者で構成する「宮崎市行政改革推進委員会」に報告するとともに、委員会での意見等を計画の推進や見直しに活用します。また、市ホームページや市広報等を通じて、市民に積極的に公表します。

実施計画 実施項目・・・73項目

- | | | |
|---|-----------------------|------|
| 1 | 効率的で信頼される行政運営の確立・・・ | 42項目 |
| 2 | 健全財政の確立・・・ | 27項目 |
| 3 | 市民の視点に立った行政サービスの確立・・・ | 4項目 |

1 効率的で信頼される行政運営の確立	ページ
(1) 適正な定員管理の推進	
・[1] 適正な定員管理の推進（人事課）……………	21
(2) 民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応	
・[2] ごみ収集運搬業務のあり方検討（環境業務課）……………	22
・[3] 市道維持補修業務の見直し（道路維持課）……………	23
・[4] 学校給食調理業務委託等の円滑な実施（保健給食課）……………	24
・[5] 指定管理者制度の効率的・効果的な運用（人事課）……………	25
・[6] 定型的・専門的業務の民間委託の推進（人事課）……………	26
・[7] 宮崎市上下水道局料金センター業務内容の充実（上下水道局料金課）・	27
・[8] 証明書のコンビニ交付の導入（市民課）……………	28
(3) 「能力」と「意欲」をもった人材（職員）の育成	
・[9] 新たな人事評価制度の検討（人事課）……………	29
・[10] 職員採用試験制度の見直し（人事課）……………	30
・[11] 能力と意欲をもち行動する人材（職員）の育成（人事課）……………	31
・[12] 消防職員研修体制の充実（消防局総務課）……………	32
・[13] 女性職員の活躍推進（人事課）……………	33
(4) 行政評価の推進	
・[14] 事業評価制度の推進（財政課）……………	34
・[15] 第四次宮崎市総合計画の行政評価の実施（企画政策課）……………	35
(5) 情報公開の適切な運用	
・[16] 情報公開の適切な運用（総務法制課）……………	36
(6) 公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」	
・[17] 公共施設の効率的・効果的な管理（財政課）……………	37
・[18] 市営住宅管理戸数の最適化と質の向上（住宅課）……………	38
・[19] 宮崎白浜オートキャンプ場の運営見直し（観光戦略課）……………	39
・[20] 宮崎市自然休養村センターの運営見直し（森林水産課）……………	40
・[21] 橋梁長寿命化の方策の検討（道路維持課）……………	41
・[22] 道路施設長寿命化の方策の検討（道路維持課）……………	42
・[23] 生きがい支援施設の「総量の最適化」と「質の向上」（長寿支援課）・	43

(7)	「新しい公共」の確立～行政・事業者・市民活動団体・市民の役割分担の推進	
	・ [24] 権限移譲の推進（企画政策課）	44
	・ [25] 住民自治の充実（地域コミュニティ課）	45
	・ [26] 河川愛護会制度の普及促進（土木課）	46
	・ [27] 公立公民館のあり方の見直し（生涯学習課・地域コミュニティ課）	47
	・ [28] 地域消防防災支援隊の育成（消防局警防課）	48
	・ [29] 応急手当法の普及啓発の推進（消防局警防課）	49
(8)	内部統制の充実・強化	
	・ [30] 監査機能の充実・強化（監査事務局）	50
	・ [31] チェック機能の強化（人事課）	51
	・ [32] 職員行動指針（宮崎市職員クレド）の普及推進（人事課）	52
	・ [33] 行政不服審査制度の適正な運用（総務法制課）	53
(9)	外郭団体等改革	
	・ [34] エコクリーンプラザみやざきの 新運営体制に向けた職員派遣の検討（廃棄物対策課）	54
(10)	事務事業等の見直し	
	・ [35] 申請・届出手続の簡素化（人事課）	55
	・ [36] 国民健康保険の都道府県単位化に向けた市町村業務の見直し （国保年金課）	56
(11)	組織の見直し	
	・ [37] 時代に即応した組織の見直し（人事課）	57
	・ [38] 上下水道局のあり方の検討（上下水道局総務課）	58
	・ [39] 宮崎東諸県広域防災センターの充実（消防局予防課）	59
(12)	給与制度・勤務条件の見直し	
	・ [40] 給与制度の見直し（人事課）	60
	・ [41] 勤務条件の見直し（人事課）	61
	・ [42] 被服貸与の見直し（人事課）	62

2 健全財政の確立	ページ
(1) 持続可能な財政構造の確立	
・ [43] 中期財政計画の検証と予算編成への活用（財政課）	63
・ [44] 基金の有効活用（財政課）	64
・ [45] 市債の適正管理（財政課）	65
・ [46] 宮崎市病院事業経営計画の推進（保健医療課）	66
・ [47] 企業会計資金の効率的な運用と調達（上下水道局財務課）	67
・ [48] 効率的な公金運用による財源確保（出納室）	68
(2) 実効ある歳入確保	
・ [49] 使用料・手数料の適正化（財政課）	69
・ [50] 市税の収納率向上（納税管理課）	70
・ [51] 全庁的な収納対策の強化（納税管理課）	71
・ [52] 課税の適正化による自主財源の確保（市民税課）	72
・ [53] 償却資産の公平・適正な課税のための啓発及び調査の実施	73
（資産税課）	
・ [54] 市営墓地管理の適正化（使用者特定率向上及び管理料徴収）	74
（生活安全課）	
・ [55] 国民健康保険税の収納率向上（国保収納課）	75
・ [56] 介護保険料の収納率向上（介護保険課）	76
・ [57] 保育料の収納率向上（子ども課）	77
・ [58] 道路占用物件の適正化（用地管理課）	78
・ [59] 市営住宅家賃等の収納確保（住宅課）	79
・ [60] 上下水道料金等の収納率向上（上下水道局料金課）	80
・ [61] 太陽光発電を利用した市有施設の有効活用（環境保全課）	81
・ [62] 納付書様式の集約化に伴うペイジー収納の導入 及びコンビニ収納対象の拡大（出納室）	82
(3) 不断の歳出削減	
・ [63] 公共事業コスト縮減意識の継承及び情報発信（契約課）	83
・ [64] 補助金の適正化（財政課）	84
・ [65] 敬老バスカの委託料算定方法等の見直し（長寿支援課）	85
・ [66] 国民健康保険における医療費適正化事業の充実・強化（国保年金課）	86
・ [67] E S C O事業の活用（福祉総務課）	87
(4) 資産・債務改革（新地方公会計制度）	
・ [68] 公用・公共用施設跡地（未利用地）の活用の具体的な検討（財政課）	88
・ [69] 統一的な基準による財務書類作成への取り組み（財政課）	89

3 市民の視点に立った行政サービスの確立	ページ
(1) 広報活動の充実	
・ [70] 広報紙配布方法の検討（秘書課）	90
(2) 庁舎機能の充実	
・ [71] 庁舎のあり方の検討（管財課）	91
(3) 職員の資質向上	
・ [72] 感染症危機管理体制の充実・強化のための職員研修の推進	92
(健康支援課)	
(4) 情報化の推進	
・ [73] 災害時における情報伝達体制の充実・強化（危機管理課）	93

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	1	適正な定員管理の推進				
	No.	1	所管課	人事課			
実施項目名	適正な定員管理の推進						
現状	厳しい財政状況にあって、人件費の抑制を図るため、事務事業や組織体制の見直しなどにより、平成25年3月に策定した『第六次宮崎市定員適正化計画』に基づいて定員の適正化に取り組み、平成28年4月までの目標値(59人減員、2.3%減)を上回る78人減員、3.0%減を達成した。						
課題	これまで、合併によるスケールメリットをいかした事務の一元化や外部委託の推進などにより適正化を図ってきたが、市民ニーズの複雑多様化や国・県等からの権限移譲、法改正等に伴う事務量の増加への対応が必要となっており、これまで以上に適正な定員管理と選択と集中による職員配置が求められている。						
具体的な取組内容	・『第七次宮崎市定員適正化計画』に基づいた適正な定員管理 ・定員管理に向けたさまざまな手法の研究						
期待される効果	効率的な事務執行体制の確保						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
定員管理に向けたさまざまな手法の研究			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
『第七次宮崎市定員適正化計画』に基づいた適正な定員管理						実施	⇒
備考 (用語の説明)	スケールメリット:同種のもものが集まり、組織規模が大きい方が効率性が得られるという優位性。合併に伴い、それぞれで行っていた総務事務等を一元化するなど効率化を図ってきた。						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応				
	No.	2	所管課	環境業務課			
実施項目名		ごみ収集運搬業務のあり方検討					
現状		平成23年度末をもって、中部事務所を東部事務所と統合するとともに不燃ごみの収集回数を月1回に変更した。また、直営収集を行っていた中・東部エリアの可燃ごみ収集の一部(収集車5台)を民間委託した。平成26年度末をもって、東部事務所を閉鎖し、中・東部エリアの可燃ごみ収集(収集車7台)を民間委託し、資源物(蛍光灯、乾電池)の収集を南部事務所に移管した。					
課題		効率的な事業運営が求められていることから、エリア収集方式によるごみ収集体制の実施や、さらなる民間委託に努め、経費の節減に取り組んでいく。					
具体的な取組内容		・民間事業者活用による効率的なごみ収集業務の検討 ・旧宮崎市区域の収集方式の検討(ごみ種別収集方式からエリア収集方式)					
期待される効果		・民間委託による経費の節減 ・効率的かつ効果的な収集運搬業務の実施					
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
効率的な収集業務の検討			検討	⇒	⇒	⇒	⇒
収集方式の検討			検討	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)		エリア収集方式：旧宮崎区域を数エリアに分け、エリアごとに収集業者を決めごみを収集する方式。					

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応				
	No.	3	所管課	道路維持課			
実施項目名	市道維持補修業務の見直し						
現状	市道維持補修業務については、民間委託を進めているが、簡易な維持補修や緊急的な対応が必要なものは市で直接施工している。						
課題	・道路維持事務職員の高齢化 ・外部に委託する業務の選別						
具体的な 取組内容	直営で行っている市道維持補修業務の一部を、計画的かつ段階的に外部委託に移行する。						
期待される 効果	民間委託による経費の節減						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
外部委託の実施			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応			
	No.	4	所管課	保健給食課		
実施項目名		学校給食調理業務委託等の円滑な実施				
現状		単独校45カ所(小学校35校、中学校10校)及び給食センター5カ所(中央、佐土原、田野、高岡、清武)のうち、単独校29カ所及び給食センター1カ所の調理業務を民間に委託している。				
課題		厳しい財政状況の中で、今後も学校給食の効率的な運営に努める必要がある。				
具体的な取組内容		直営で行っている学校給食調理業務について、関係団体と協議を行いながら、計画的かつ段階的に民間委託を進めていくとともに、今後とも、効率的な業務の実施方法について検討を進める。				
期待される効果		民間委託による経費の節減				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
関係団体との協議		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
委託校の決定		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
学校及び保護者への説明		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応			
	No.	5	所管課	人事課		
実施項目名		指定管理者制度の効率的・効果的な運用				
現状		平成15年9月より導入された指定管理者制度の趣旨に沿って、制度の定着化・透明性の確保に努め、平成28年4月1日現在、181施設において指定管理者制度を導入している。				
課題		指定管理者制度の導入拡大を図るとともに、指定管理者の評価及び効果を検証し、効率的・効果的な運用を行う必要がある。				
具体的な取組内容		・新たな指定管理者制度導入施設の検討 ・指定管理者の評価、効果の検証				
期待される効果		・より効率的・効果的な施設の運用 ・市民サービスの向上				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新規導入施設の検討		検討	⇒	⇒	⇒	⇒
評価・効果の検証		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応				
	No.	6	所管課	人事課			
実施項目名	定型的・専門的業務の民間委託の推進						
現状	「外部委託の推進に関する基本指針」を策定し、民間が担う方が効率的・効果的に実施できることは民間に委ね、事務事業の委託を図ってきたところである。						
課題	厳しい財政状況の中、事務事業の見直しによる外部委託化や、定型的・専門的業務（窓口関連・出納関連など）の領域にも目を向け、これまで以上に民間活力を活用した市民サービスと事務処理効率の向上を図らなければならない。						
具体的な 取組内容	・全庁的に外部委託の可能性について検討 ・外部委託の推進に関する基本指針の見直し						
期待される 効果	・外部委託による行政運営の簡素化・効率化 ・市民サービスの向上						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全庁的に外部委託の可能性について検討			検討	⇒	⇒	⇒	⇒
外部委託の推進に関する基本指針の見直し						実施	⇒
備考 （用語の説明）							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応				
	No.	7	所管課	上下水道局料金課			
実施項目名	宮崎市上下水道局料金センター業務内容の充実						
現状	平成23年度から平成25年度は、上水道の使用開始・中止や名義変更の受付、水道メーターの検針や交換、料金請求事務から徴収、納付相談、滞納整理までの業務を、料金センター業務として民間に委託した。 平成26年度から平成28年度は、料金センターでの業務を拡大した。(コールセンター業務、下水道使用開始受付事務、水道メーター入在庫業務、水道メーター交換に伴う補修業務、下水道負担金等収納データ処理業務など)						
課題	さらなる市民サービス向上のため、上下水道局職員が行っている業務について、委託化を進める。						
具体的な取組内容	委託が可能な業務を精査し、上下水道局の窓口の一本化を進めるため、平成29年度から更に業務を拡大する。 【業務内容】 ・料金センター業務 ・庁舎管理業務 ・下水道受益者負担金前納報奨金受付事務など						
期待される効果	・料金センターの業務内容が充実することにより、市民サービスの向上が図られる。 ・民間委託による経費節減により、上下水道事業の効率的・効果的な経営が可能となる。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
料金センター業務委託内容決定						実施	
料金センター業務委託契約締結						実施	
料金センター業務委託							実施
備考 (用語の説明)							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	2	民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応				
	No.	8	所管課	市民課			
実施項目名	証明書のコンビニ交付の導入						
現状	市役所の開庁時間に21か所の証明窓口で証明書の交付業務を行っているが、市民にとって利便性の高い、より身近な場所での証明書交付が望まれている。						
課題	各窓口では来庁者が多く、証明窓口や駐車場が混雑している。そのため、正確な事務処理をより多く、より早く行なうことが優先され、申請者に応じた丁寧な接客の実施に苦慮している。						
具体的な取組内容	・自動交付機(※8か所9台)と、窓口端末で取り扱っている「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」について、住基カード及び個人番号カードを利用してコンビニエンス・ストア(市内約140店舗、全国約47,000店舗)で交付できるようにする。 ・戸籍に関する証明や税証明など、コンビニ交付で取り扱う証明書の拡充を検討する。 ※平成27年10月より自動交付機を撤去して、コンビニ交付で使用する機器と同じマルチコピー機を3か所(市民課、赤江地域センター、生目地域センター)に各1台設置						
期待される効果	・市民の利便性の向上 ・窓口、駐車場等の混雑解消 ・有人窓口でのサービス充実(複雑な請求に対する、より丁寧な対応) ・事務の効率化及び事務改善						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
コンビニ交付の導入			計画・実施	⇒	⇒	⇒	⇒
コンビニ交付できる証明書の追加				検討	⇒	実施・完了	
証明書の拡充の検討						検討	⇒
備考 (用語の説明)	コンビニ交付: 全国の対象店舗に設置してある多機能端末機を利用して、年末年始を除く、午前6時30分から午後11時に、他人の手を介することなく、住基カード及び個人番号カードと暗証番号で本人確認を行い、簡単な操作で証明書を交付できるシステム						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	3	「能力」と「意欲」をもった人材(職員)の育成				
	No.	9	所管課	人事課			
実施項目名		新たな人事評価制度の検討					
現状		平成10年度から試行した人事考課制度については、考課結果を昇任や人事異動の参考として活用してきた。 平成26年5月の地方公務員法改正により、地方公共団体における人事評価制度の実施とその結果に基づく人事管理の徹底が義務付けられ、平成28年4月から、全ての職員を対象に人事評価を実施することとなった。新たな人事評価制度を実施するにあたり、確実かつ円滑な実施ができるよう対策を講じる必要がある。					
課題		制度に対する信頼性や職員に納得される人事評価制度とするため、評価者による評価の誤差を少なくするための仕組みづくりや新たな人事評価制度の浸透をいかに図るかが課題である。					
具体的な取組内容		「目標管理を活用した人事評価制度」の精度をより向上させるとともに、「能力及び実績に基づく人事管理」に対応するため、評価方法の見直し及び評価結果の活用方法についての検討を行う。 【検討内容】 ・対象職員の拡大 ・目標設定方法(表現、達成の度合い・期限)の明確化 ・評価項目の変更 ・新たな人事評価制度の周知 ・評価者研修の実施 など					
期待される効果		・職員個々の能力や実績等を把握することで、適材適所の人事配置や組織の活性化が期待できる。 ・職員の業務遂行意欲が向上し、併せて業務能率も向上する。 ・市民の期待に応えられる職員を育成し、組織力を向上させることで、市民サービスの向上に資することができる。					
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人事考課制度の再構築			実施	⇒	⇒		
新たな人事評価制度の試行				実施	⇒		
新たな人事評価制度の検証及び見直し					実施	⇒	⇒
新たな人事評価制度の周知						実施	⇒
評価者研修の実施						実施	⇒
備考 (用語の説明)							

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	3	「能力」と「意欲」をもった人材(職員)の育成			
	No.	10	所管課	人事課		
実施項目名		職員採用試験制度の見直し				
現状		職員採用制度の見直しに取り組み、二次試験制から三次試験制に見直した。				
課題		職員採用にあつては、知識偏重ではなく人物面を重視し、変化の時代を乗り切ることができる人材の採用に努め、より多くの希望者が受験できる環境の整備を行うことなどにより、意欲ある優秀な人材を確保することが求められている。また、専門的な知識や技術を必要とする職等についても、適切な判断や対応ができる優秀な人材の確保が求められている。				
具体的な 取組内容		・試験科目の見直し ・試験日程の見直し				
期待される 効果		・高度化、複雑化する市民ニーズに対応できる意欲ある優秀な人材の確保 ・適材適所の人事配置の充実				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
試験科目の見直し		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
試験日程の見直し		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	3	「能力」と「意欲」をもった人材(職員)の育成				
	No.	11	所管課	人事課			
実施項目名	能力と意欲をもち行動する人材(職員)の育成						
現状	階層別の「基本研修」、特定分野の能力を養成する「特別研修」、研修機関への「派遣研修」を実施し、必要とされる能力の開発、資質向上の研修を実施してきた。						
課題	職員が積極的に研修を受講する意欲の醸成や自己学習への支援の他、受講しやすい環境の整備も進める必要がある。また、組織全体のレベルアップのため職場研修を活性化するとともに、個別の研修効果検証や職員のニーズの把握により、研修体系や実施科目の見直しを行う必要がある。						
具体的な取組内容	・基本研修(階層別研修)の充実 ・特別研修(特定分野の能力養成研修)の充実 ・派遣研修(研修機関への派遣)の充実 ・自己啓発の推進や職場研修活性化への取り組み 【基本研修及び特別研修のふりかえりアンケート「有益率」】 H28: 98% H29: 98%						
期待される効果	・能力と意欲をもち行動する人材(職員)の育成 ・職場の活性化						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修のふりかえりアンケート			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
研修の充実			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
自己啓発の推進や職場研修活性化への取り組み			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)	有益率: アンケートの間「職務への有益性」について、「大いに役立つ」及び「ある程度役立つ」と回答した受講生の割合						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	3	「能力」と「意欲」をもった人材(職員)の育成				
	No.	12	所管課	消防局総務課			
実施項目名		消防職員研修体制の充実					
現状		災害は、年々複雑多様化・大規模化の傾向にあり、住民の消防に対する期待はますます高まっている。					
課題		団塊世代職員の大量退職以降、ベテラン職員の減少が続いている中、若手職員への技術・知識の伝承(スキルリレー)や、資質の向上を図ることが喫緊の課題となっている。					
具体的な取組内容		・「消防職員研修計画」(現計画)の検証(PDCA)及び新たな「消防職員研修計画」(新計画)の策定 ・OJT(職場内研修)の充実					
期待される効果		・職員の資質、モチベーションの向上 ・組織力、災害対応力の向上					
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現計画の検証及び新計画の策定・実施			検証	策定	実施	⇒	⇒
OJT(職場内研修)の充実			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)		PDCA:P(プラン・計画)、D(ドゥ・実行)、C(チェック・評価)、A(アクション・改善)の略。この項目を繰り返すことにより、継続的な業務改善活動を推進する手法。					

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	3	「能力」と「意欲」をもった人材(職員)の育成				
	No.	13	所管課	人事課			
実施項目名	女性職員の活躍推進						
現状	本市では、これまで、適材適所、能力主義の原則に基づいて、人事評価制度等を参考に、登用及び職員配置を進めている。すべての職員が自身の能力を十分に発揮できるよう努めてきたが、女性職員の管理職への登用率が、全国市町村の平均に比べ、低い状況にある。						
課題	複雑多様化する市民ニーズに的確に応えるための政策を立案・実行していくことが求められる中、すべての職員が、性別に関係なく公平に育成・評価・処遇され、能力を最大限に発揮できる活力ある職場づくりが必要である。 また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、特定事業主行動計画の策定が急務となり、本市の女性活躍推進プランとの整合性も含め検討する。						
具体的な取組内容	・市女性職員の活躍推進プランの実施 人事配置における男女差の解消、職場での幅広い業務経験の付与 係長、課長補佐職への積極的な女性職員の登用 女性職員及び管理職に対する研修 時間外勤務の削減 育児休業等の取得及び復職支援 職場における男女共同参画社会づくりの推進 [基本指標: 女性管理職登用率…平成28年度 8%(中間)、33年度 15%(最終)] ・特定事業主行動計画の策定… 上記、女性活躍推進プランとの整合						
期待される効果	管理職への女性登用率が増加することにより、政策方針決定過程への女性職員の参画が拡大する。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
活躍推進プランの実施			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
特定事業主行動計画の策定						実施	
備考 (用語の説明)	管理職: 課長級以上の職員 市女性職員の活躍推進プラン: 女性管理職登用率の向上を目指して、平成24年3月に策定。計画期間は24年度～33年度(10力年)。						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	4	行政評価の推進			
	No.	14	所管課	財政課		
実施項目名		事業評価制度の推進				
現状		本市では、「事務事業の改革改善の推進」や「市長の政策判断の支援」を目的として、平成15年度に事業評価制度を導入した。継続事業については、事後評価を踏まえた再構築の方向を決定するとともに、新規事業については、目的等の妥当性などを点検する事前評価を行い、適切な予算配分を行っている。				
課題		今後、地方財政が厳しさを増す中、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応し、最適なサービスを提供していくためには、事業評価結果をさらに有効に活用していくことが必要である。				
具体的な取組内容		・継続事業評価の実施・・・前年度の実績等を踏まえて、有効性・効率性など5項目を点検する事後評価を行い、次年度に向けた再構築(改革改善)の方向を決定。 ・新規事業評価の実施・・・目的等の妥当性(有効性・効率性・緊急性)などを点検する事前評価を行い、適切な予算配分を行う。 ・公共事業(補助)評価の実施・・・新規事業評価に同じ。				
期待される効果		・継続事業評価の実施による事務事業の改革改善の推進 ・新規事業評価の実施による適切な予算配分 ・公共事業(補助)評価の実施による適切な予算配分				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
継続事業評価の実施		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
新規事業評価の実施		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
公共事業(補助)の実施		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	4	行政評価の推進				
	No.	15	所管課	企画政策課			
実施項目名		第四次宮崎市総合計画の行政評価の実施					
現状		第四次宮崎市総合計画は、PDCAマネジメントシステムにより計画を推進することにしており、目標や施策の達成状況を評価するにあたり、本市にふさわしい行政評価を確立する必要があるため、平成27年度から施策評価を導入した。					
課題		評価にあたっては、市民満足度調査結果や成果指標の達成度をもとに、適正な評価の実施に努める必要がある。					
具体的な取組内容		総合計画に示した成果指標や実施計画における各種事業等の成果指標等により、達成度を測るとともに、定期的な市民満足度調査等により、総合的な施策評価を実施する。					
期待される効果		市のまちづくりの基本計画である総合計画を適正に評価することで、効率的で市民に信頼される行財政運営が図られる。					
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施策評価の実施					実施	⇒	⇒
市民満足度調査の実施			内容の検討	実施	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)		PDCA:P(プラン・計画)、D(ドゥ・実行)、C(チェック・評価)、A(アクション・改善)の略。この項目を繰り返すことにより、継続的な業務改善活動を推進する手法。					

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	5	情報公開の適切な運用				
	No.	16	所管課	総務法制課			
実施項目名	情報公開の適切な運用						
現状	情報公開については、宮崎市情報公開条例に基づき、情報公開制度の適正な運用に努めているところである。市民に対しては、市広報で制度の利用状況等を公表している他、ホームページに情報公開制度の概要説明及び請求方法の案内等を掲載している。						
課題	情報公開の取扱件数は年々増加しており、これは情報公開制度が市民に浸透してきたことを裏付ける結果となっている。今後とも制度の適正な運用に努め、制度の周知等を実施していくとともに、他市の実施状況を調査し、改善すべき点がないか等の検証を行う。						
具体的な 取組内容	・市広報及びホームページ等を活用した制度周知 ・他市の実施状況の調査に基づく検証						
期待される 効果	情報公開制度の適正な運用						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市広報及びホームページ等を活用した制度周知			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
他市の実施状況の調査、検証			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	6	公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」				
	No.	17	所管課	財政課			
実施項目名	公共施設の効率的・効果的な管理						
現状	平成24年3月に『宮崎市公共施設経営基本方針』を策定し、公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」に取り組むこととした。 また、平成24年度に公共施設経営システムを構築し、情報の共有化・一元化・見える化を図っている。						
課題	本市が保有する公共施設(約2,000件)の多くが30年以上経過し、老朽化が進んでいるため、今後、多額の修繕更新費用が見込まれ、財政負担が懸念される。						
具体的な取組内容	・公共施設のデータベース化の後、施設評価を実施し、公共施設の実態を点検・分析する。 ・評価結果を基に、今後も引き続き保有する施設は「経営適正化計画」を策定し、計画に沿った施設経営を行う。 【施設評価実施率】 H25年度： 35.56% H26年度： 69.55% H27年度： 100% H28年度：検証期間 H29年度： 33.33% 【経営適正化計画策定率】 H25年度： ---- H26年度： 35.56% H27年度： 69.55% H28年度： 100% H29年度：検証期間						
期待される効果	・施設の保有量の適正化 ・将来の公共施設の更新修繕費の縮減及び平準化						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設評価			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
経営適正化計画の策定				実施	⇒	⇒	⇒
計画に基づく維持管理				実施	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)							

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	6	公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」				
	No.	18	所管課	住宅課			
実施項目名		市営住宅管理戸数の最適化と質の向上					
現状		市営住宅の管理戸数は、平成27年4月1日現在で、5,501戸となっている。 「宮崎市公営住宅ストック総合活用計画(平成21年3月策定)」では、平成30年の管理戸数を約5,300戸としており、厳しい財政状況の中、管理戸数の最適化に向けた事業の推進を図っている。					
課題		耐用年限の2分の1を経過する住宅数が全体の57%を占めており、今後、老朽化した住宅の更新や維持管理費の増加が懸念される。一方、時代のニーズに合う良質な住宅の形成が求められている。					
具体的な取組内容		・これまでの事後保全(実際に異常や故障が発生してから修繕等を実施する方法)から予防保全(施設の劣化の有無等を予測した上で計画的に維持保全等を行う方法)へと転換し、定期点検や修繕履歴等を踏まえながら、計画的な改修・改善を進めることで、建物の長寿命化を図る。 ・事業手法を検討する中で、改善よりも建て替えのほうがライフサイクルコストが小さいと判断される場合は、建て替えを行うとともに、老朽化した小規模団地は、集約化を図りながら、撤去を含めた用途廃止を行う。					
期待される効果		・住宅の維持管理費の削減 ・良質な市営住宅の供給による入居率の向上(使用料の増加)					
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設の予防保全に向けた計画的な維持管理の実施			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
施設のライフサイクル等の検証			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)	住宅ストック:蓄積されている既存住宅 ライフサイクルコスト:建物の生涯を通じて費やされるコスト						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	6	公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」			
	No.	19	所管課	観光戦略課		
実施項目名		宮崎白浜オートキャンプ場の運営見直し				
現状		当施設は、平成9年に開設し、18年度から指定管理者制度を導入している。 豊かな自然環境の中でのレクリエーションの場として整備した施設であるが、老朽化が進み、修繕が必要となる劣化箇所が増加する一方、利用者数についてはほぼ横ばいとなっている。				
課題		施設運営の健全化を図るため、今後、利用者増及び、増収に向けての方策について検討する必要がある。				
具体的な取組内容		・指定管理者とタイアップした特典による利用者増の促進 ・収益事業の取り組み（民間との連携等） ・インターネット等を利用した広報の充実 ・利用料金の改定				
期待される効果		・利用者の増加 ・自主財源の確保 ・運営費用の削減				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定管理者とタイアップした特典による利用者増の促進		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
収益事業の取り組み（民間との連携等）		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
インターネット等を利用した広報の充実					実施	⇒
利用料金の改定					実施	
備考 (用語の説明)						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	6	公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」				
	No.	20	所管課	森林水産課			
実施項目名	宮崎市自然休養村センターの運営見直し						
現状	昭和53年開設の本施設では、開設後、設備改善や指定管理者制度の導入を行いサービス向上を図ったことにより、利用者は開設当時の7,000人から、平成26年度には約19倍の130,000人へ増加している。						
課題	・利用者が、複数回入浴するため、燃料費などの経費がかさみ、温泉施設部門の収益を圧迫している。 ・平成27年度から、利用者のお大半を占める60歳以上の利用料金(入浴料)減免額(正規料金420円。減免後210円→310円)の改定を行い、収益は改善されたものの利用者は前年に比べ減少している。						
具体的な取組内容	・施設の利用状況、経営状況の把握と分析 ・地域に密着した施設を目指し、関連団体とのネットワーク構築及び魅力的なプログラム等の提供						
期待される効果	・施設経営の安定化 ・指定管理料の抑制 ・利用者満足度の向上						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設の利用状況、経営状況の把握と分析			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
ネットワーク構築及び魅力的なプログラムの提供						実施	
備考 (用語の説明)							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	6	公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」				
	No.	21	所管課	道路維持課			
実施項目名		橋梁長寿命化の方策の検討					
現状		現在、本市は1,160橋の橋梁を管理しているが、その多くが高度成長期後期に建設されており、建設後50年(老朽化の目安)を経過する橋梁は、架設年次不明のものも含めると 537橋(46.3%)で、20年後には 783橋(67.5%)にも達する。					
課題		今後、橋梁の老朽化が進むことにより、維持補修費や更新費が一定期間に集中するなど、財政的な負担が増大する。 また、橋梁利用者への安全・安心の確保が、強く求められている。					
具体的な取組内容		・橋梁点検の結果を踏まえ、維持管理の優先順位を検討する。 ・個別橋梁の基礎データ分析・修繕計画を立案し、学識経験者等による検証を行う。 ・平成24年度に策定した橋梁長寿命化の修繕計画を基に、緊急度・優先度の高いものから修繕を行う。 ・平成26年7月に義務づけられた近接目視による定期点検(5年に1回)を継続して行う。					
期待される効果		・市が管理する橋梁の安全性・信頼性が確保される。 ・予防保全型の補修により、維持管理に係るトータルコストが縮減できる。					
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
橋梁の点検				実施	⇒	⇒	⇒
橋梁修繕詳細設計			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
橋梁修繕工事				実施	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)		予防保全型:道路施設に発生する損傷や劣化が重大になる前に、軽微な損傷のうちに適切な対策を行うことで維持管理していく手法					

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	6	公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」				
	No.	22	所管課	道路維持課			
実施項目名		道路施設長寿命化の方策の検討					
現状		平成24年12月に発生した山梨県の中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故をきっかけに、トンネル等の道路施設で第三者被害の可能性がある重要構造物については、平成26年7月から5年に1回の定期点検が義務付けられた。					
課題		点検により損傷度を把握し、その結果に基づき修繕計画を策定したうえで計画的な修繕工事を行い、道路施設の長寿命化を図る必要がある。					
具体的な取組内容		市が管理する道路施設であるトンネル5箇所、大型カルバート6箇所、横断歩道橋10橋、門型標識3基、土工構造物(法面)21箇所について、H27年度末に道路施設長寿命化修繕計画を策定予定。この計画に基づき、優先度・緊急度の高い施設から概ね10箇年を目安に修繕工事を行う。					
期待される効果		道路施設のアセットマネジメントを導入し、従来の事後保全型から、軽微なうちに補修を行う予防保全型に転換することによって、中長期的な視点による予算の平準化と施設の長寿命化が図られる。その結果、安全で安心な道路空間の確保が図られる。					
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
道路施設長寿命化修繕計画の策定					実施		
道路施設の点検			実施	⇒	⇒		
道路施設修繕詳細設計						実施	⇒
道路施設修繕工事							実施
備考 (用語の説明)		・アセットマネジメント:道路施設の機能的老朽化等を将来に渡り把握し、最も費用対効果の高い維持管理を行うとともに、現在の施設の有効活用を優先的に進めること。 ・事後保全型:道路施設に発生する損傷や劣化が重大になってから事後的に必要な対策を行うことで維持管理していく手法。 ・予防保全型:道路施設に発生する損傷や劣化が重大になる前に、軽微な損傷のうちに適切な対策を行うことで維持管理していく手法。					

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	6	公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」				
	No.	23	所管課	長寿支援課			
実施項目名	生きがい支援施設の「総量の最適化」と「質の向上」						
現状	生きがい支援関連施設18施設のうち、築年数が30年を超えている施設もあり、毎年のように工事・修繕が発生している状況である。						
課題	市の厳しい財政状況の中、将来予想される大規模修繕等の維持管理コストを抑制しながら、「総量の最適化」と「質の向上」を図る必要がある。						
具体的な取組内容	施設評価を踏まえた施設の維持管理						
期待される効果	・「総量の最適化」による維持管理コストの抑制 ・適正な維持管理による「質の向上」						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設評価を踏まえた施設配置				実施	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)	生きがい支援施設[18]: 老人福祉センター[3]、老人いこいの家[3]、老人福祉館[1]、高齢者ふれあい室[7]、ふれあい室[1]、大塚台地域福祉コミュニティセンター[1]、内海やっこ荘[1]、いっぷくコーナー[1] ※カッコ[]内の数字は施設数						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	市民の視点に立った行政サービスの確立				
	小	7	「新しい公共」の確立				
	No.	24	所管課	企画政策課			
実施項目名	権限移譲の推進						
現状	住民に最も身近な行政主体である市町村は、地域住民のニーズに的確に対応した行政サービスを行う役割を担っており、特に中核市は一定規模以上の行財政基盤を有していることから、自己決定、自己責任に基づく独自の施策を展開することが求められている。						
課題	自治権拡充のための法令による事務権限の移譲や行政サービスの決定権・裁量権の拡大、税財源の充実確保を図るほか、事務処理特例制度の活用による都道府県から市町村への権限移譲など、地方分権の推進が必要となっている。						
具体的な取組内容	・住民視点に立った事務権限の移譲や税財源の充実確保など、地方分権改革の推進について、全国市長会、中核市市長会、などと連携しながら、今後も、国に要望を行っていく。 ・事務処理特例制度による県からの移譲事務や中核市法令移譲事務など、市民サービスの向上を図るために必要な権限について、人員・財政面など多方面から分析・検討を行い、県と協議を行っていく。 ・宮崎県市長会の「市町村の機能強化に向けた研究会」において、人口減少社会における県と市町村のあり方について研究を行う。 ・地方分権改革に関する提案募集方式を活用し、国への権限移譲・規制緩和に係る提案について、本市独自の提案や他団体との共同提案を検討・実施する。						
期待される効果	事務権限の移譲や税財源の充実確保により、本市の自主・自立性が高まり、地域住民のニーズに対応したまちづくりが可能となる。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
権限移譲事務に係る県との協議			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
地方分権改革推進に関する要望活動			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
宮崎県市長会研究会での活動				実施	⇒	⇒	⇒
地方分権改革に関する提案募集方式の活用					実施	⇒	⇒
備考 (用語の説明)							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	7	「新しい公共」の確立				
	No.	25	所管課	地域コミュニティ課			
実施項目名	住民自治の充実						
現状	平成18年の地域自治区制度の導入以降、地域協議会が地域の課題解決に向けた協議や市の施策への提言を行い、地域まちづくり推進委員会が地域コミュニティ活動交付金を活用した地域まちづくり活動を実践し、また、それぞれの地域自治区事務所である地域事務所等が地域の各種団体等をサポートすることによって、地域の課題は地域で解決する住民主体のまちづくりが推進されている。						
課題	複雑化・多様化する地域課題に行政のみで対応することは困難になりつつある中、自主性・自立性の高い住民自治の充実を推進するためには、地域協議会をサポートする地域事務所と地域まちづくり推進委員会の更なる機能強化と役割分担の明確化が求められている。また、各地域の地域まちづくりの将来像である「地域魅力発信プラン」の実現に向けた取り組みを促進するため、活動原資である地域コミュニティ活動交付金のあり方についてもプラン実現に資するものとするよう検討する必要がある。						
具体的な取組内容	・地域まちづくりの推進体制のあり方の検討 ・地域コミュニティ活動交付金のあり方の検討						
期待される効果	地域協議会や地域まちづくり推進委員会の更なる機能強化が図られ、自主性・自立性の高い住民自治の充実が図られる。 また、地域における多様な主体による住民主体のまちづくりを推進することにより、地域ニーズに合った公共的サービスの提供につなげるなど、より効率的で効果的な行政運営が図られる。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域まちづくりの推進体制のあり方の検討				検討	⇒	⇒	完了
地域コミュニティ活動交付金のあり方の検討			検討	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	7	「新しい公共」の確立				
	No.	26	所管課	土木課			
実施項目名		河川愛護会制度の普及促進					
現状		市が管理する河川には、市長が指定した32の準用河川と普通河川がある。河川の機能を保持し、家屋等の浸水被害軽減及び自然・生活環境の保全を図るため、河川維持事業として機能管理を行っている。6河川では8つの河川愛護会が、草刈などの維持管理を実施している。					
課題		草刈や浚渫(しゅんせつ)など河川管理に対する市民からの要望が年々増加しており、行政だけでの対応は厳しくなっている。このため、河川堤防等の草刈や河川巡視については河川愛護会との協働が重要となっている。					
具体的な取組内容		11河川で14団体の河川愛護会の組織結成を目指す。					
期待される効果		・河川に対する地元の愛着度の増大 ・河川維持管理費の節減(約300万円)					
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
河川愛護会の結成支援			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	7	「新しい公共」の確立			
	No.	27	所管課	生涯学習課・地域コミュニティ課		
実施項目名	公立公民館のあり方の見直し					
現状	公立公民館のうち、中央公民館は生涯学習課が所管し、地区公民館は事務補助執行により地域振興部が管理運営業務を所管している。ただし、公立公民館の整備計画や大規模改修等は、生涯学習課が所管している。					
課題	地区公民館は、これまでの生涯学習の場に加え、まちづくり活動や災害対策活動の拠点、こどもの遊び場、高齢者の交流の場など地域での多様化した役割を求められている。 老朽化した公民館の建て替えが喫緊の課題となっているが、公共施設の見直しが図られている市の現状として真に必要な機能を見極めたうえで整備する必要がある。 地区公民館のあり方の見直しに伴い、中央公民館の新たな役割も検討する必要がある。					
具体的な取組内容	・地区公民館のあり方についての検討 ・中央公民館のあり方についての検討					
期待される効果	・地域主体のまちづくりの推進 ・生涯学習の推進					
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地区公民館のあり方検討					検討	完了
中央公民館のあり方検討				検討	⇒	完了
備考 (用語の説明)						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	7	「新しい公共」の確立				
	No.	28	所管課	消防局警防課			
実施項目名	地域消防防災支援隊の育成						
現状	平成22年度に組織体制を見直し、宮崎市内の地域住民の防災活動及び災害時の消防活動を支援することを目的として結成された。 各地域での自主防災組織の訓練指導ができるように研修会等を実施して、隊員の育成に務めている。						
課題	自主防災組織等の防災訓練において、消防職・団員の支援だけでなく、地域の防災指導者として指導ができる隊員の育成に取り組む必要がある。						
具体的な取組内容	・消防局主催による研修会、協議会の開催 ・地域における防災訓練への参加、指導 ・地域協議会との連携強化						
期待される効果	・住民に対する効率的な防災指導による地域の災害対応能力の向上 ・地域との連携強化による地域主導型の防災訓練の実施						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修会の開催			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
防災訓練への参加、指導			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
地域協議会との連携			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)	宮崎市地域消防防災支援隊：消防職員OB及び団員OBにより結成された組織（隊長1、副隊長2、支部長16(組織)）						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	7	「新しい公共」の確立				
	No.	29	所管課	消防局警防課			
実施項目名		応急手当法の普及啓発の推進					
現状		応急手当研修センターをはじめ各署所において、年間2万人の受講者を目標に応急手当法の普及啓発を進めている。					
課題		住民の応急手当法への関心も高まってきており、受講申込みが重複し十分に対応できない場合もある。					
具体的な取組内容		各事業所等に応急手当普及員を養成する。 【普及員養成者数】 H28： 60人 H29： 60人					
期待される効果		各事業所内で救命講習会が開催でき、応急手当法の普及が期待される。					
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
応急手当普及員講習会の開催			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)		応急手当普及員：24時間の講習を修了した者で、事業所内や地域において応急手当法の指導を行うことができる					

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	8	内部統制の充実・強化				
	No.	30	所管課	監査事務局			
実施項目名	監査機能の充実・強化						
現状	監査機能の充実・強化については、第31次地方制度調査会や地方公共団体の監査制度に関する研究会などにおいて、様々な観点から議論されている。このような中、全国都市監査委員会では、すべての都市が適用することを目指す統一的な監査基準を平成27年8月に施行した。各都市は平成29年度までに適用することを求められている。一方、監査の実務を担う監査事務局の充実策として、高度な専門性を有する人材を育成・確保するための方策が検討されている。						
課題	・監査機能の充実・強化に向けた新都市監査基準への対応 ・監査事務局職員の資質の向上						
具体的な取組内容	・新都市監査基準に適合する各監査等実施計画書案の作成 ・監査事務局人材育成プランの作成						
期待される効果	・全国統一の新都市監査基準に基づく監査等の円滑かつ適切な実施 ・監査事務局職員が修得すべき課題・方策の整理						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
監査のあり方の検討			検討	検証・実施	完了		
監査結果及び措置状況の公表			検討・実施	⇒	完了		
新都市監査基準に適合する各監査等実施計画書案の作成						検討・実施	⇒
監査事務局人材育成プランの作成						検討・実施	⇒
備考 (用語の説明)							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	8	内部統制の充実・強化				
	No.	31	所管課	人事課			
実施項目名	チェック機能の強化						
現状	制度等の認識不足のため職員が事務処理を誤ったり、チェック体制の不備により組織的なミスや不祥事が発生したりしており、市民が不利益を受ける事態や市の事務執行に対して議会や市民の信頼を損なう原因となっている。						
課題	発生した事務処理の誤りや、チェック体制の不備について、その都度、原因の分析・検証が行われているが、新たなミスを発生させないために、事務処理における根拠法令、作業手順の確認に加え、報告、連絡、相談などを徹底し、ミスを起こさない、起こさせない組織風土に向けて取り組む必要がある。						
具体的な取組内容	・チェック機能の強化 事務処理マニュアルの整備（各課） ・事務処理能力の向上 より実効性のある実務研修の実施、不適正な事務処理事例を全庁的に共有 ・職場風土の改革 管理監督者が職員の能力や適正に応じた指導・育成を行い、働きやすい職場づくりを統括するための取組、職員が職場や組織の活性化に寄与する意識を育む取組						
期待される効果	職員としての責任意識と自覚を認識させるとともに、議会・市民からの信頼回復を得られる。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事務処理マニュアルの整備			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
実効性のある実務研修、不適正事例の共有化			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
管理監督者及び職員の意識改革を促す取組						実施	⇒
備考 （用語の説明）							

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	8	内部統制の充実・強化			
	No.	32	所管課	人事課		
実施項目名		職員行動指針(宮崎市職員クレド)の普及推進				
現状		市民ニーズが多種多様化し、事務処理が高度化かつ複雑化している状況にある中、職員間において、市民の立場に立って行政サービスを提供していくことについて、これまで以上に意識や情報の共有を望む声がある。				
課題		職員の行動目標を明確にして、職員一人ひとりの働く意欲を向上させ、市民サービスの向上に繋げる必要がある。				
具体的な取組内容		・職員行動指針の配布 ・職員行動指針の周知				
期待される効果		・効率的な事務の遂行 ・市民満足度の向上				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
職員行動指針の配布		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
職員行動指針の周知		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	8	内部統制の充実・強化			
	No.	33	所管課	総務法制課		
実施項目名		行政不服審査制度の適正な運用				
現状		違法・不当な処分によって不利益を受ける者については、簡易迅速な手段として、行政庁に対する不服申立ての一般的な手続を定めた行政不服審査法により、その救済が図られているが、行政不服審査法が全面的に改正され、審理員制度及び第三者機関への諮問手続が導入されることとなった。				
課題		審理員による審査手続、第三者機関への諮問手続等の適正な運用を図るとともに、市民等への制度の周知に努める必要がある。				
具体的な取組内容		・第三者機関の設置 ・審理員に対する研修 ・住民に対する制度周知				
期待される効果		審理の公正性・透明性の向上				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第三者機関の設置					実施	
審理員に対する研修					実施	⇒
住民に対する制度周知					実施	⇒
備考 (用語の説明)						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	9	外郭団体等改革				
	No.	34	所管課	廃棄物対策課			
実施項目名	エコクリーンプラザみやざきの新運営体制に向けた職員派遣の検討						
現状	エコクリーンプラザみやざきの管理運営は、公益財団法人宮崎県環境整備公社が行っており、その職員体制としては、総務部門は県派遣職員、施設運転管理は市派遣技術職員が中心的にそれぞれプロパー職員とともに行っている。						
課題	平成33年以降は、(公財)宮崎県環境整備公社から参画市町村を中心にした新運営体制に移行するため、全ての業務について引き継ぎを受ける必要がある。よって、宮崎市を中心とした参画市町村職員で廃棄物処理施設の運用ノウハウを高める必要がある。						
具体的な取組内容	公社が行っている全ての事務を引き継ぐ必要があるため、職員派遣のあり方について、公社・宮崎市及び参画市町村と協議・検討を行う。						
期待される効果	廃棄物処理施設の適正な管理運営及び市技術職員のノウハウが確保される。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
職員派遣についての協議、検討(公社、県、市)			検討	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	10	事務事業等の見直し				
	No.	35	所管課	人事課			
実施項目名	申請・届出手続の簡素化						
現状	市に提出する申請書や届出書の書類は、所管部署ごとに、法令などに基づいて様式が定められている。中には、書き方が複雑であったり、何種類もの申請書を提出したりしなければならず、市民にとっては、分かりにくく、手間が掛かる場合がある						
課題	急速に進む高齢化の中にあって、市民が手軽に、申請や届出ができる窓口サービス体制の確立が求められている。						
具体的な取組内容	・分かりやすい様式の情報提供 ・申請書改善状況の確認						
期待される効果	・分かりやすい様式になり、市民の手間が省ける。 ・事務の効率化が図られる。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
分かりやすい様式の情報提供					実施	⇒	⇒
様式を変更した申請書等の確認							実施
備考 (用語の説明)							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	10	事務事業等の見直し				
	No.	36	所管課	国保年金課			
実施項目名	国民健康保険の都道府県単位化に向けた市町村業務の見直し						
現状	平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村国保に関しては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担っていくことになった。						
課題	都道府県と市町村の大枠での業務分担は決められたが、細部にわたる業務分担等については、県と市町村が協議を行なっていくことになっている。						
具体的な取組内容	・市町村が個別に実施している事務・事業については、可能な限り標準化に努める。 ・市町村共通の業務で県で一本化できるものについては、できるだけ県に移管し市町村の事務軽減を図る。 ・県単位化のスケールメリットを活かし、県内市町村間での転居時の手続等の簡素化や資格等の引継ぎを行なうことで、被保険者の利便性向上を図る。						
期待される効果	・これまで市町村間で格差のあった減免制度や独自のサービスが標準化される。 ・国庫補助・交付金等の申請や統計報告等の業務を県の業務とすることで、市町村の事務量が軽減される。 ・県内の統一の方針である運営方針を県が決定することとなるため、被保険者が県内転居した場合の給付面でのメリットや手続き等の簡素化が期待できる。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市町村が個別に実施している事務・事業の標準化						検討	⇒
市町村共通の業務の一部を県に移管						検討	⇒
県内市町村間での転居時の手続等の簡素化や資格等の引継ぎ						検討	⇒
備考 (用語の説明)							

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	11	組織の見直し			
	No.	37	所管課	人事課		
実施項目名		時代に即応した組織の見直し				
現状		これまで、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、組織の見直しを行ってきた。				
課題		適正な定員管理と人員配置が求められる中、効率的で簡素な事務執行体制を確保することが必要である。				
具体的な取組内容		的確な業務量の把握と業務執行体制の見直し				
期待される効果		業務量に応じた適正な人員配置が確保される。				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
的確な業務量の把握と業務執行体制の見直し		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	11	組織の見直し			
	No.	38	所管課	上下水道局総務課		
実施項目名		上下水道局のあり方の検討				
現状		平成28年度に水道料金を増額改定するものの、水需要は引き続き減少傾向にあり、施設や設備の老朽化に伴う更新費用や、巨大地震に備える耐震化費用も見込まれるなど、厳しい経営環境にある。				
課題		市民のニーズに迅速に対応し、効率的な事業運営を行うため、組織体制の見直しや民間委託の推進、適正な職員配置等に取り組まなければならない。				
具体的な取組内容		・より効率的な組織体制のあり方について検討し、必要な見直しを行う。 ・定員適正化計画に基づいた定員管理に取り組む。				
期待される効果		・組織体制の見直しによる効率的で効果的な事業運営 ・適正な定員管理による安定した経営基盤の構築				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
組織体制のあり方について検討・見直し		検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒
定員適正化計画に基づいた定員管理の取り組み		検討・実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立				
	小	11	組織の見直し				
	No.	39	所管課	消防局予防課			
実施項目名	宮崎東諸県広域防災センターの充実						
現状	防災センター職員の資質の向上や業務の見直しに取り組んだ結果、防災センター職員が主体となった各種訓練や休日における自治会等の防災訓練や研修会等が実施できるようになった。						
課題	近年の予防行政は違反是正の推進など業務量が増加しており、限られた予防要員では対応が難しくなっている。今後も防災センター職員の資質及び技術力の向上を図るとともに、防災センターの業務を拡大するなど市民ニーズへの対応ができる組織体制づくりに取り組んでいく必要がある。						
具体的な取組内容	・センター職員への計画的な研修の実施 ・自治会や企業等に対して防火防災に関する指導や研修の実施 ・補完的な予防査察や自主防災資機材倉庫の点検など消防OB等を活用した支援体制の拡充 【訓練指導回数】 H28年度： 270回 H29年度： 270回 【資材倉庫点検箇所】 H28年度： 160箇所 H29年度： 160箇所						
期待される効果	消防局（署）と防災センターが一体となった業務を展開することで、より効果的な予防行政が実現でき、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進することができる。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
センター職員への計画的な研修の実施			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
自治会や企業等に対して防火防災に関する指導や研修の実施			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
補完的な予防査察や自主防災資機材の点検指導など消防OB等を活用した支援体制の拡充			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 （用語の説明）							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	12	給与制度・勤務条件の見直し			
	No.	40	所管課	人事課		
実施項目名		給与制度の見直し				
現状		これまで、国、県及び地方公共団体の動向等を踏まえ、各団体との均衡を考慮しながら、職員の給与制度の見直しに努めてきた。				
課題		今後も、厳しい財政状況を踏まえるとともに、国の動向等を見極めながら、市民の理解が得られる給与制度とするため、不断の見直しを行う必要がある。				
具体的な取組内容		国、県及び他の地方公共団体の動向等を踏まえ、各団体との均衡を考慮しながら、給与制度の見直しを行う。				
期待される効果		職員給与の適正化				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
給与制度の見直し		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	12	給与制度・勤務条件の見直し			
	No.	41	所管課	人事課		
実施項目名		勤務条件の見直し				
現状		これまで、国、県及び他の地方公共団体の動向等を踏まえ、各団体との均衡を考慮しながら、休暇制度等職員の勤務条件の見直しに努めてきた。				
課題		今後も、市民の理解が得られる勤務条件とするため、不断の見直しを行う必要がある。				
具体的な取組内容		国、県及び他の地方公共団体の動向等を踏まえ、各団体との均衡を考慮しながら、勤務条件（勤務時間、休暇制度、執務環境の整備）の見直しを行う。				
期待される効果		公務能率の向上				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
勤務条件の見直し		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	1	効率的で信頼される行政運営の確立			
	小	12	給与制度・勤務条件の見直し			
	No.	42	所管課	人事課		
実施項目名		被服貸与の見直し				
現状		職員に対して、その業務の内容等を考慮して、宮崎市職員の被服貸与に関する規則の規定に基づき被服を貸与している。				
課題		貸与する被服品目については、業務内容等の変化に的確に対応して見直しを行う必要がある。また、貸与期間についても、被服の使用状況や品質の向上等を考慮して見直しを行う必要がある。				
具体的な取組内容		業務の内容、被服の使用状況や消耗度等を考慮の上、職員団体等とも協議しながら貸与する品目や期間の見直しを行う。				
期待される効果		・経費の節減 ・職員の安全性の向上				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
貸与品目・期間の見直し		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	13	持続可能な財政構造の確立				
	No.	43	所管課	財政課			
実施項目名		中期財政計画の検証と予算編成への活用					
現状		本市が、真に必要なサービスを提供し、将来にわたって持続的に発展していくためには、健全な財政基盤を確立することが重要である。					
課題		平成26年10月に策定し、平成27年度から平成29年度を計画期間とする「中期財政計画」を毎年度検証し、次年度の予算編成に活用する必要がある。					
具体的な取組内容		中期財政計画を毎年度検証し、次年度の予算編成に活用するとともに、「プライマリーバランスの黒字化の堅持」「財政5基金の取崩抑制」「歳入歳出改革による一般財源の確保・削減」につなげる。 【市債残高】 H28年度：1,889億円 H29年度：1,838億円 【財政5基金残高】 H28年度：261億円 H29年度：206億円 【歳入歳出改革による一般財源の確保・削減】 H28年度：4億円 H29年度：8億円					
期待される効果		健全な財政基盤の確立（中期財政計画の3つの目標の達成） ・市債残高 120億円以上の圧縮（対H26決算比 普通会計ベース） ・財政5基金残高 200億円以上の確保 ・歳入歳出改革による一般財源の確保・削減（13億円）（対H26予算比 一般財源ベース）					
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
中期財政計画の検証・見直し					実施	⇒	⇒
備考 （用語の説明）		プライマリーバランス：財政の健全性を示す指標。税収と税外収入の合計と、過去に発行した国債などの元利払いに充てる費用を除いた歳出の収支。					

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	13	持続可能な財政構造の確立				
	No.	44	所管課	財政課			
実施項目名		基金の有効活用					
現状		基金については、財政課と出納室で協議を行い、基金運用額、運用期間等の調整を行っている。 なお、予算編成時に、基金の積立や取崩しを行うなど、財政調整機能としての役割を持たせている。 また、地域振興基金については、運用益を活用した各町域の地域振興事業への配分を行っている。					
課題		基金本来の目的の一つでもある不測の事態への備えとして一定額を確保する必要がある。 今後、生目地区防災拠点施設整備に係る多額の取崩しが予定されているため、基金の中長期的な積立・取崩し計画の策定が必要である。					
具体的な 取組内容		・財政5基金の取崩し額の抑制に努める。 ・地域振興基金については、引き続き、出納室と連携しながら、運用益を各町域における地域振興事業の財源として活用する。					
期待される 効果		・安定した健全財政の確立 ・基金運用益を活用した地域振興及び予算編成					
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基金の運用			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)							

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	13	持続可能な財政構造の確立				
	No.	45	所管課	財政課			
実施項目名	市債の適正管理						
現状	平成25年度普通会計決算でみると、人口一人当たりの市債残高は42中核市の中で、7番目に高い残高となっている。また、公債費負担比率・実質公債比率も中核市平均値を上回っている。						
課題	中期財政計画に掲げる、平成29年度までの120億円以上の市債残高圧縮（平成26年度決算比）の目標達成に取り組む必要がある。						
具体的な 取組内容	・市債発行額の元金償還額以下への抑制による、元金ベースのプライマリーバランスの黒字化への取組 ・有利な資金調達の研究 ・みやざきアイビー債の発行など多様な資金調達によるリスク分散の実施 ・より有利な市債メニューの活用						
期待される 効果	支払利子の抑制						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市債残高を圧縮する予算の編成			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
より有利な資金調達の研究			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
みやざきアイビー債の発行など多様な資金調達			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
より有利な市債メニューの活用			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 （用語の説明）							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	13	持続可能な財政構造の確立				
	No.	46	所管課	保健医療課			
実施項目名		宮崎市病院事業経営計画の推進					
現状		市立田野病院については、平成24年3月末に新市建設計画に基づく、病院改築事業が完了した。また、平成27年4月1日より田野病院とさざんか苑（介護老人保健施設）に指定管理者制度を導入し、経営の健全化を図っている。					
課題		平成27年に総務省より出された新たな公立病院改革ガイドラインに基づき、県が策定する「地域医療構想」を踏まえて新たな病院事業経営計画を策定し、さらなる経営の健全化を図る。					
具体的な取組内容		第3次病院事業経営計画の策定 （地域医療構想を踏まえた役割の明確化、経営の効率化等）					
期待される効果		安定した病院経営により、市南西部の医療が支えられ、地域住民の健康と福祉の向上が期待される。					
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第3次病院事業経営計画の策定						実施	
備考 （用語の説明）		診療科目：内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科。 一般病床42床。さざんか苑：入所50床、通所20人					

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	13	持続可能な財政構造の確立			
	No.	47	所管課	上下水道局財務課		
実施項目名		企業会計資金の効率的な運用と調達				
現状		上下水道局では、水道、簡易水道、工業用水道、公共下水道、農業集落排水の5つの事業の企業会計を所管しており、資金量、及び借入金等多額であるため、効率的な資金運用、調達を行なっている。				
課題		経営を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあるため、更なる効率的な資金運用と資金調達を図る必要がある。				
具体的な取組内容		経営を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあるため、更なる効率的な資金運用と資金調達を図る。 ・各課から支払い計画書を提出させ、綿密な資金計画を立て、その計画を元に各会計間の資金融通を行なうとともに、一時的な余剰資金について、市中金利を見極めながら有利な資金運用を図る。 ・借入資金を調達する際には、より利率の低い借入先を検討する。				
期待される効果		適正且つ効率的な資金運用を図ることで、事業資金の確保ができる。				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
有利な資金運用調達の方法の研究と実施		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	13	持続可能な財政構造の確立				
	No.	48	所管課	出納室			
実施項目名		効率的な公金運用による財源確保					
現状		これまでは、公金を安全かつ有利な方法で保管・運用してきた。					
課題		預金金利の低下から、債券の優位性がクローズアップされており、「積極的な公金運用」が求められている。					
具体的な取組内容		これまであった『公金保全管理委員会』を『公金管理運用委員会』に改め、事務局を「財政課」から「出納室」に移管。公金管理方針等を策定するとともに、公金の管理運用体制を見直し、効率的な公金の管理運用を行う。					
期待される効果		・基金を一括運用することにより、予期せぬ取崩しに基金全体で対応できるよう流動性を確保でき、長期運用を図れる。 ・超長期債券による運用を行うことで、基金利息獲得額の増加が見込める。 ・基金の管理運用事務の簡素化が図られる。					
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
新たな公金管理運用計画の策定						策定	⇒
基金の一括運用						実施	⇒
資金の調達方法の見直し						実施	⇒
運用体系の見直し						実施	⇒
新方針による公金の管理・運用の円滑化						実施	⇒
備考 (用語の説明)		基金の一括運用：個々の基金と個々の金融商品の対応付けを外し、基金残高と金融商品残高を総額で対応付けするもの。					

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	49	所管課	財政課		
実施項目名		使用料・手数料の適正化				
現状		公の施設の使用料は、利用者からのサービスの対価として負担をしていただいているが、使用料の算定方式やその見直しの時期を定めた統一的なルールがない。 また、手数料についても、長年据え置かれているものがある。				
課題		受益と負担の公平性の観点から、市民の理解と納得を得られる統一的な基準を定める必要がある。				
具体的な取組内容		・使用料については、公共施設評価及び維持管理適正化計画との整合を図り、継続して保有する施設について、算定方法を明確にした基準を定める。 ・使用料については、基準に則った見直しを行い、適正な金額設定を行う。手数料については、他都市等との比較を行い、適正な金額設定を行う。				
期待される効果		受益者負担の適正化、自主財源の確保				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設使用料算定基準の制定		準備	実施	完了		
使用料・手数料の適正な金額設定					実施	⇒
備考 (用語の説明)						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	50	所管課	納税管理課		
実施項目名		市税の収納率向上				
現状		現年度滞納分の早期対処と納期内納付の指導により、現年度収納率は98%台で上昇傾向にあるが、一般会計において必要とされる市税収入も年々増加しており、一層の取組強化が求められている。				
課題		納税者間の公平性を確保しつつ、歳入確保を図る必要がある。				
具体的な取組内容		・現年度分滞納整理の早期着手(財産調査の徹底、早期差押の実施) ・進行管理の徹底による高額滞納の圧縮(差押の強化及び充当額の増加) 【現年度収納率】 H28: 98.75% H29: 98.80%				
期待される効果		・現年度分収入未済額を減少させることにより、次年度への滞納繰越額を減少できる。 ・滞納繰越額を減少させることにより、現年度への対応を充実することができる。 ・安定的な財源確保と収納率の向上が期待できる。				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現年度分滞納整理の早期着手 (財産調査の徹底、早期差押の実施)		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
進行管理の徹底による高額滞納者の圧縮 (差押の強化及び充当額の増加)		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	14	実効ある歳入確保				
	No.	51	所管課	納税管理課			
実施項目名	全庁的な収納対策の強化						
現状	市税をはじめとする自主財源の確保は、本市の財政運営上非常に重要であり、納税者間の公平性を確保する観点からも、さらなる収納対策の強化が必要である。						
課題	市が保有する債権は、自力執行権の有無や時効期間などがそれぞれ異なるため一様に取り扱うことが困難であり、各債権担当課における徴収事務も複雑化している。また、自力執行権のない私債権等については、裁判所による債権回収を進めていく必要がある。 なお、各担当課ごとに対応が異なる場合、事務執行上の統一性や債務者に対する公平性を失うことになる。						
具体的な取組内容	・高額・困難案件への徹底した対応(搜索、公売) ・私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援 ・生活再建型滞納整理の推進 ・滞納整理方法の統一化や情報共有化 ・債権回収のための研修実施						
期待される効果	・収納率の向上 ・滞納繰越案件の整理促進						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
搜索及び差押財産の公売実施			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
各課における私債権等管理状況の把握と滞納整理支援			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
徴収事務担当者の技術力向上等による多重債務者掘り起こしの強化			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
滞納整理方法の統一化や情報共有化			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
債権回収のための研修実施			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)	自力執行権:市税及び一部の債権は裁判所の判決を経ることなく、市自ら強制的に徴収することができる。これを自力執行権といい、国税徴収法の規定により滞納処分をすることができる。						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	14	実効ある歳入確保				
	No.	52	所管課	市民税課			
実施項目名	課税の適正化による自主財源の確保						
現状	住民税の賦課は、国税・住民税の申告書や給与支払報告書の課税資料などにより行っているが、これらの資料だけでは、適正な課税は達成できない。						
課題	各種控除適用の誤り、所得の申告漏れに関する調査の実施に当たっては、より公平で公正な課税を実現するために、効率的で効果的な方策を追求する必要がある。						
具体的な取組内容	当初課税後、 ・実効性の高い扶養実態調査を実施し、精査、捕そくにより各種控除の誤りを把握する。 ・法定資料箋(せん)による所得の申告漏れの調査を実施する。 ・給与支払報告書未提出事業所等調査						
期待される効果	・課税資料の漏れのない調査により、公平・公正な課税を確立する。 ・自主財源が確保できる。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
扶養実態調査			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
法定資料箋(せん)調査			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
給与支払報告書未提出事業所等調査			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)	法定資料箋(せん)：税務署に提出義務のある給与、報酬などの支払い調書						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	14	実効ある歳入確保				
	No.	53	所管課	資産税課			
実施項目名	償却資産の公平・適正な課税のための啓発及び調査の実施						
現状	固定資産税における償却資産については、事業者の申告により課税することになっているが、個人事業者については、償却資産について申告が必要なことを知らずに申告をしていないケースが多く見られる。また、申告書を提出している事業者においても、対象資産の漏れや対象外の資産計上など誤った申告も多い。						
課題	・未申告の個人事業者や法人に対する申告指導 ・定期的な申告内容の精査						
具体的な取組内容	・個人事業者への申告啓発活動を充実させる。 ・税務署調査による未申告法人への申告指導や、既申告で資産の申告漏れの疑いのある法人への修正申告指導を行う。 ・定期的に事業者から固定資産台帳を提出してもらい、照合を行う簡易調査を実施する。						
期待される効果	・申告件数の増と申告内容の精査を行うことによる公平・適正な課税の実現 ・税収の増による歳入の確保						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
個人事業者への申告啓発活動の充実			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
簡易調査			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
税務署調査及び市民税申告調査					実施	⇒	⇒
固定資産税台帳提出による照合				実施	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)							

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	14	実効ある歳入確保				
	No.	54	所管課	生活安全課			
実施項目名	市営墓地管理の適正化(使用者特定率向上及び管理料徴収)						
現状	平成21年度の宮崎南部墓地公園開設にあわせ、墓地管理料の徴収を開始した。 市街地にある歴史の古い市営8墓地は、市墓地基本計画(平成17年3月策定)に基づいて、再整備事業を進めている。整備が終了した墓地から、順次管理料を徴収しており、管理料未徴収墓地は下原・桃山墓地の2墓地となっている。						
課題	・8墓地のうち、開設年が最も古いものは大正6年(1917年)であり、使用者が不明になっている墓地がある。 ・未整備墓地(2ヶ所)の維持管理に要する管理料については、一般財源から支出している。 ・市営墓地で最も大きい「宮崎みたま園」において、管理の行き届いていない墓地や使用者が特定されていない墓地が増えてきている。また、管理費については、使用料の積立分で賄ってきたが、積立も底をついた。						
具体的な取組内容	・下原・桃山墓地の不明となっている使用者について、追跡調査等を実施して承継者を特定する。 ・下原・桃山墓地について使用者特定率がおおむね90%を越えた時点で、墓地整備を実施し、管理料を徴収する。 ・宮崎みたま園については、使用者特定を行い特定率が90%を越えた時点で使用開始から20年が経過した使用者からの管理料徴収を行う。						
期待される効果	・使用者を特定することにより、管理指導や各種届出指導などの周知が図られる。 ・管理料の徴収によって、一般財源が削減される。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
使用者の特定作業			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
墓地整備			実施 (福島町・龍福寺)	⇒ (下原墓地)	⇒ (下原墓地)	⇒ (下原墓地)	⇒ (桃山墓地)
管理料徴収開始			実施 (瀬頭墓地)	実施 (福島町墓地)			⇒ (下原墓地)
備考 (用語の説明)	管理料徴収墓地:22年度:毛久・戸林・倉之町、24年度:権現、25年度:瀬頭、26年度:福島町						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	55	所管課	国保収納課		
実施項目名		国民健康保険税の収納率向上				
現状		本市の国民健康保険制度は、高齢層の被保険者が大きな割合を占めるため、医療費の水準が高くなっている。一方で、所得水準が低いため、保険料負担が重く、その結果、収納率が低下しているなど、保険制度の財政基盤は構造的にもろくなっている。				
課題		国民健康保険制度の安定した財政運営と、被保険者の納付の公平性を確保するために、収納率向上を図る必要がある。				
具体的な取組内容		・滞納処分の実施（給与、預金、生命保険、不動産等の差押） ・夜間、休日納付相談窓口の開設 【目標収納率】 H28: 90.30% H29: 90.40%				
期待される効果		・国民健康保険制度の財政健全化 ・国民健康保険税負担の公平性の確保				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
滞納処分の実施（給与、預金、生命保険、不動産等の差押）		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
夜間、休日納付相談窓口の開設		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	14	実効ある歳入確保				
	No.	56	所管課	介護保険課			
実施項目名	介護保険料の収納率向上						
現状	現年度分の特別徴収の収納率は100%であるが、納付書や口座振替により納付する普通徴収の収納率は、平成24年度以降、約86%となっており、特別徴収、普通徴収を合わせた現年度分の収納率は、98%台で推移している。 また、滞納繰越分の収納率は、約20%程度で横ばいの状況である。						
課題	介護保険財政の安定的運営と介護保険料の公平負担の観点から、収納率向上を図る必要がある。						
具体的な取組内容	・介護保険制度の周知(保険料) ・普通徴収対象者への口座振替の推進 ・滞納者に対する催告や財産調査に基づく滞納処分の強化 ・コンビニエンスストアにおける収納による納付機会の拡大 【現年度分収納率】 H28： 98.60% H29： 98.60%						
期待される効果	・介護保険財政の安定的運営が図られる。 ・介護保険被保険者間の保険料の公平負担が図られる。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護保険制度の周知(保険料)			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
普通徴収対象者への口座振替の推進			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
滞納者に対する催告や財産調査に基づく滞納処分の強化			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
コンビニエンスストアにおける収納による納付機会の拡大						実施	⇒
備考 (用語の説明)							

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	14	実効ある歳入確保				
	No.	57	所管課	子ども課			
実施項目名	保育料の収納率向上						
現状	社会・経済情勢が変化する中、夫婦共稼ぎにより生計を維持する世帯が増えるなど、認可保育所の入所児童が増加しているが、その保育料について、毎年2％程度の未納(現年分)が発生している状況にある。						
課題	認可保育所の運営経費の財源確保、保育所利用者の相応なる負担での公平性を保つため、収納率の向上を図る必要がある。						
具体的な 取組内容	・宮崎市保育料収納推進員(認可保育所施設長)を活用した滞納分の納付指導等 ・宮崎市コールセンターを活用した前月末納分の納付勧奨 ・納付誓約書の提出・履行の強化 ・児童手当天引出書の提出強化 ・滞納整理担当課への事務移管の促進 【現年度収納率】 H28: 98.50% H29: 98.60%						
期待される 効果	保育料の収納率の向上を図ることにより、認可保育所の運営経費の財源確保と、保育所利用者の公平性が図られる。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
宮崎市保育料収納推進員を活用した納付指導			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
宮崎市コールセンターを活用した前月末納分の納付勧奨			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
納付誓約書の提出・履行の強化			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
児童手当天引出書の提出強化			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
滞納整理担当課への事務移管の促進			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)							

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	14	実効ある歳入確保				
	No.	58	所管課	用地管理課			
実施項目名	道路占用物件の適正化						
現状	平成17年度に実態調査を行い道路占用物件の適正化指導に取り組んできた結果、指導区域での適合物件の申請指導や不適合物件の撤去・是正について改善が見られている。しかしながら、住民や業者の道路占用に関する理解不足により、新たな不法占用物件や未申請物件も見受けられている。						
課題	道路占用の適正化を推進し、安心・安全な道路空間を確保するとともに、快適な道路空間づくりを図るため、従来の指導の強化を図るとともに警察等関係機関と連携しながら、今後は啓発活動にさらに力を入れる必要がある。						
具体的な取組内容	・適合物件の占有者に対する道路占用許可申請書の提出依頼又は撤去指導 ・不適合及び不法物件の不法占有者に対する撤去を含む適正化指導 ・不適合及び不法物件を未然に防ぐための啓発活動						
期待される効果	・道路通行者の安全性の確保、快適な道路空間の確保 ・道路占用物件の管理者による安全管理確保(占用に対する意識づけ) ・道路占用料による収入の増益						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
適合物件の占有者に対する道路占用許可申請書の提出依頼又は撤去指導			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
不適合及び不法物件の不法占有者に対する撤去を含む適正化指導			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
不適合及び不法物件を未然に防ぐための啓発活動						実施	⇒
備考 (用語の説明)	適合物件：道路占用許可基準を満たしているが、申請されていない物件 不適合物件：道路占用許可基準を満たしていない物件 不法物件：不法に道路を占有している物件						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営															
	中	2	健全財政の確立															
	小	14	実効ある歳入確保															
	No.	59	所管課	住宅課														
実施項目名		市営住宅家賃等の収納確保																
現状		平成26年度の収納率は、家賃 89.82%(現年 99.55%,滞納繰越12.49%), 駐車場使用料 96.36%(現年 99.57%,滞繰 17.35%)であり、特に滞納繰越分の確保が困難になっている。退去修繕料は40.14%(現年 79.79%,滞繰 5.07%)となっており、退去者の滞納整理及び現状復旧費用について、納付困難な事案が多く収納率が低い。																
課題		厳格な法的措置により収納率は向上しているが、約1億3千万円の滞納がある。市営住宅の老朽化等による入居率の低下とともに、建物減価に伴う家賃下落により家賃調定額が減少しているため、家賃等の収納額が伸び悩んでいる。退去滞納者は、退去後の居所の把握困難な状況のため、充分な滞納整理が行えていない。																
具体的な取組内容		・長期高額滞納者に対しては、建物明渡等訴訟や債権差押等の法的措置を、引き続き厳格に実施する。 ・指定管理者へ移行することとなる滞納整理については、より効果的な債権回収が図られるよう、指導及び管理を実施する。 ・退去滞納者に対しては、追跡調査及び適切な納入指導を行うとともに、回収可能な債権か否かを明確に整理づける。 【目標収納率】 <table><thead><tr><th></th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>○住宅家賃(現年度分)</td><td>99.55%</td><td>99.55%</td></tr><tr><td>○駐車場使用料(現年度分)</td><td>99.55%</td><td>99.55%</td></tr><tr><td>○退去修繕費(現年度分)</td><td>85.00%</td><td>86.00%</td></tr></tbody></table>						平成28年度	平成29年度	○住宅家賃(現年度分)	99.55%	99.55%	○駐車場使用料(現年度分)	99.55%	99.55%	○退去修繕費(現年度分)	85.00%	86.00%
	平成28年度	平成29年度																
○住宅家賃(現年度分)	99.55%	99.55%																
○駐車場使用料(現年度分)	99.55%	99.55%																
○退去修繕費(現年度分)	85.00%	86.00%																
期待される効果		・市営住宅家賃等収納率の向上 ・回収可能債権と回収不能債権の仕分を行うことにより、集中的な滞納整理が可能																
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度											
長期高額滞納者に対する厳格な法的措置の実施			実施	⇒	⇒	⇒	⇒											
指定管理者への指導及び管理						実施	⇒											
退去滞納者に対する追跡調査及び納入指導、回収可能な債権かどうかの整理づけ						実施	⇒											
備考 (用語の説明)																		

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	14	実効ある歳入確保				
	No.	60	所管課	上下水道局料金課			
実施項目名	上下水道料金等の収納率向上						
現状	料金センターを開設し委託業者による休日、夜間徴収及び給水停止の強化などにより、上下水道料金等の収納率の向上に努めているが、景気停滞の長期化等から、料金等の収納率低下や滞納繰越額の増加が懸念される。						
課題	上下水道財政の健全化及び応分の負担の公平化を確保するため、滞納整理を図ることも含めて、徹底した収納率向上が求められる。						
具体的な取組内容	・上下水道料金センター受託者の滞納整理業務の進行管理と指導監督 ・高額滞納者との接触率を高め、納付誓約書及び納付履行指導 ・必要に応じた滞納処分の実施 3月決算時収納率(現年度) 【水道料金】 H28年度:90.29% H29年度:90.32% 【下水道使用料】 H28年度:89.67% H29年度:89.70%						
期待される効果	上下水道財政の健全化及び負担の公平化						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
上下水道料金センター受託者の滞納整理業務の進行管理と指導監督(通年)			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
高額滞納者に対する納付誓約書及び納付履行指導(随時)			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
必要に応じた滞納処分の実施(随時)			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)	《特記事項》 水道料金、下水道使用料の収納率は、毎年4月から翌年3月までに請求した料金に対する当該3月までに納入された料金の割合。3月請求分の納期限は4月末で、ほとんどが翌年度に入ってから納付される。 《参考》H26年度実績収納率 【水道料金】 3月末: 90.26% 4月末: 97.87% 5月末: 98.80% 【下水道使用料】 3月末: 89.53% 4月末: 97.74% 5月末: 98.79%						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	2	健全財政の確立			
	小	14	実効ある歳入確保			
	No.	61	所管課	環境保全課		
実施項目名		太陽光発電を利用した市有施設の有効活用				
現状		本市は、環境基本計画の中で、太陽光、風力、水力、バイオマスなどのクリーンエネルギーを積極的に利用するまちづくりを進めることを長期的目標としており、その具体的な施策として、太陽光発電システムの普及促進を図るための助成事業や本庁舎等市有施設の屋上に太陽光発電設備を設置するなど導入の促進を図っている。				
課題		クリーンエネルギーの利用促進を図るため、本市としても、事業として取り組むことができないか関係課で検討を進めているが、設備費に多額の費用を要することが課題となっている。				
具体的な取組内容		市有施設の屋根を電気事業者の有償で貸し出し、事業者が設備投資をして電気事業を行うことで、クリーンエネルギーの利用促進を図る。 ・事業者が恒久小学校、生目の杜運動公園体育館に太陽光発電設備を設置した。				
期待される効果		・屋根の有償貸し出しによる使用料収入の確保 ・災害時や電力需給のひっ迫による停電時の一定規模の電力確保				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象施設への太陽光発電の設置			実施 (2施設)	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	14	実効ある歳入確保				
	No.	62	所管課	出納室			
実施項目名	納付書様式の集約化に伴うペイジー収納の導入及びコンビニ収納対象の拡大						
現状	本市では税、国保税など様々な税徴収業務を行っている。さらに税以外に介護保険料、保育料、市営住宅家賃などの手数料を納付書を使用して収納している。						
課題	各種収納業務では、それぞれの課ごとに作成した32種類の納付書を使用しているため、金融機関窓口での収納事務が煩雑化している。また、納付時間が各窓口で制限があることから、納付者からは納付に関する利便性の向上を求められている。						
具体的な取組内容	①当初納付書、②督促状、③催告書、④再発行納付書、⑤口座振替不能通知書を宮崎市の標準様式納付書として可能な限り集約化を図り、窓口収納、コンビニ収納、ペイジー収納や全国のゆうちょ銀行で利用可能な様式への変更を行う。また、ICT化の進展、収納率の向上を見据えて段階的にペイジー収納・コンビニ収納を開始する。						
期待される効果	金融機関での収納事務の効率化・正確化及び納付者の納付方法の多角化へつながる。加えて、市役所及び金融機関の窓口取扱時間帯に関係なく24時間納付が可能となることによる収納率の向上・市民サービスの向上につながる。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ペイジー収納、コンビニ収納に対応するための各種システム改修及び、各種テスト作業						実施	⇒
税、介護保険料以外の税目について納付書様式を標準様式への集約化						準備	実施
介護保険料でのコンビニ収納開始						実施	⇒
ペイジー収納開始						準備	実施
税、介護保険料以外税目でのコンビニ収納開始(但し、一部除く)						検討	⇒
備考 (用語の説明)	ペイジー収納:税金や各種料金等を、収納機関から利用者に送付された納付書を用いてATMやインターネットバンキングを用いて支払うことができるサービス。						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	15	不断の歳出削減				
	No.	63	所管課	契約課			
実施項目名	公共事業コスト削減意識の継承及び情報発信						
現状	平成21年度から取組んでいる宮崎市公共事業コスト構造改善プログラム(計画期間平成21～25年度)はその後2ヶ年延伸し、平成27年度までの取組みとなっている。						
課題	コスト削減の意識が定着してきたことや、公共事業が新設からメンテナンスに移行し削減が図りにくいこと、また、品確法などの改正等により工事やコスト削減に関する環境が大きく変化してきていることなどにより、これまで実施してきた削減額を算定し目標率を設定する手法を見直す必要がある。また、国県が取り組みを終了し、更に取り組みを終了又は休止している自治体が多いことなどから、本取り組みのための指標となる手法が整理されていない状況にある。						
具体的な取組内容	本市においては、下記の2つの大きな柱での取り組みを継続するが、個別の施策については、平成28年度を試行的な取り組みとし、問題点の洗い出し修正を行い、平成29年度から本格的な導入を図る。 ・コスト削減の意識の継承 各部などからモデル事業を選定し、その検討から結果までをまとめて提出を受ける。 新規採用技術職員に対し研修等を通じてコスト削減の考え方の周知をおこなう。 ・技術検査室からの情報発信 NETIS(新技術情報提供システム・国土交通省)などを活用し、優れた技術の紹介を関係課に行う。						
期待される効果	・若手からベテランまでの技術者が加わりモデル事業の検証等を実施することにより、技術者間の意思の疎通及びコストを含めた技術力の継承が図られる。 ・技術検査室から新技術の情報を発信することにより、有用な技術を活用しコスト削減を行う。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
コスト削減の意識の継承						検討	実施
技術検査室からの情報発信						検討	実施
備考 (用語の説明)							

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	15	不断の歳出削減				
	No.	64	所管課	財政課			
実施項目名	補助金の適正化						
現状	補助金は、その目的や効果を設定して制度を構築するが、設定当初の目的を達成したものや、社会経済情勢の変化に対応していないもの、また、包括外部監査において、適正な支出ではないと判断されたものも見受けられた。						
課題	補助金交付要綱制定の徹底と事業効果等の観点から再点検を行い、廃止・統合を含めた見直しを推進していく。						
具体的な取組内容	・事業評価制度を活用した、補助事業の点検 ・予算執行・要綱等設定時点での審査 ・適切な補助金の執行に係る考え方の周知徹底（通知）						
期待される効果	・補助金の透明性の確保・補助事業の執行の適正化 ・廃止や見直しによる歳出削減						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
継続事業評価の実施			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
予算執行・要綱等設定時での審査			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
適切な補助金の執行に係る考え方の周知徹底（通知）						実施	
備考 （用語の説明）							

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	15	不断の歳出削減				
	No.	65	所管課	長寿支援課			
実施項目名	敬老バスカの委託料算定方法等の見直し						
現状	70歳以上の高齢者の生きがいづくりや健康づくりのため、路線バスを一乗車100円で利用することができる「敬老バスカ」を交付している。 平成24年10月から敬老バスカの利用区域を縮小した(乗車・降車ともに宮崎市外の場合を対象外とした)。						
課題	対象年齢(70歳以上)人口が年々増加しており、事業費の増大が懸念される。						
具体的な 取組内容	・乗車実績データの分析を踏まえ、市負担割合や利用範囲等の事業内容について検討を行う。 ・関係各課(都市計画課、企画政策課等)を交え、事業内容の検討を行う。						
期待される 効果	事業費の伸びを抑制することによる事業の安定的な継続						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業内容(市負担割合や利用範囲等)の検討			実施	⇒	⇒	⇒	完了
関係各課との協議・検討						実施	完了
備考 (用語の説明)							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	15	不断の歳出削減				
	No.	66	所管課	国保年金課			
実施項目名	国民健康保険における医療費適正化事業の充実・強化						
現状	少子高齢化の進展や医療の高度化により、被保険者が減少する一方、年々医療費は増加している。						
課題	平成26年度に保険税率(額)の改定を行ったものの、平成25・26年度は連続して赤字決算となっており、国保財政の健全化が喫緊の課題となっている。また、平成30年度には国保財政運営の都道府県単位化が予定されており、赤字解消に向けて医療費適正化事業の一層の強化を図り、歳出の抑制と歳入の確保に努めなければならない。						
具体的な取組内容	・レセプト内容の二次点検システムの導入等により、効果的かつ効率的な点検実施体制の構築を図り、診療報酬の適正化に努める。 ・キャンペーン・イベント等を通してジェネリック医薬品使用促進の啓発に努めるとともに、使用状況等の詳細な分析を行ないながら、さらなる強化を図る。 ・第三者行為求償、不当利得返還金の事務処理体制の強化を図り、収入の確保に努める。						
期待される効果	・レセプト内容点検の強化により、医療費の削減や不正請求の防止が図られる。 ・ジェネリック医薬品の使用促進により調剤報酬の削減や窓口一部負担の軽減が図られる。 ・第三者行為求償事案の的確な把握と不当利得返還金の収納率向上により、適正な保険給付の実施と財源の確保が図られる。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
レセプト二次点検システムの導入						実施	⇒
ジェネリック医薬品使用促進						実施	⇒
第三者行為求償、不当利得返還金の事務処理体制の強化						実施	⇒
備考 (用語の説明)							

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	15	不断の歳出削減				
	No.	67	所管課	福祉総務課			
実施項目名	ESCO事業の活用						
現状	市内4箇所にある地域福祉活動、健康増進、市民交流の拠点施設の設備(空調・給湯ボイラー等)の老朽化による不具合や故障に伴い、修繕費等が増えてきている。						
課題	施設を利用する高齢者や障がい者の方が快適に安心して施設を利用できるよう、早急に設備の更新を行う必要がある。						
具体的な取組内容	更新改修にあたり、ESCO事業者の公募を行い、事前に設備投資額とエネルギー削減効果を検証する。 その後、施設の特性にあった省エネ・省コストの提案を行った事業者を選定し、ESCO契約を締結、設備の更新改修を行う。 改修後は、市とESCO事業者で策定した、運営管理方針と維持管理方針に基づき省エネ効果の確認・検証をすることで、省エネ効果を維持していく。						
期待される効果	一般的な設備改修に比べ、通常、分離して行われる設計・工事・維持管理のプロセスを、省エネの専門家が中心となり一貫して実施することで、省エネ・省コストの面で大きな効果が期待できる。 ESCO事業として設備の改修を行うことで、財源的にも有利な起債の活用や、助成金の活用が期待できる。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ESCO事業者の公募とESCO契約の締結						実施	
施設の設備改修						実施	⇒
施設の運営、維持管理							実施
備考 (用語の説明)	ESCO(Energy Service Company): 民間の省エネのスペシャリストにより、設計・工事・維持管理の全プロセスを一貫して実施し、継続的な省エネ・省コストの成果を市と分け合う形でのプロジェクト事業。						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	16	資産・債務改革(新地方公会計制度)				
	No.	68	所管課	財政課			
実施項目名		公用・公共用施設跡地(未利用地)の活用の具体的な検討					
現状		社会経済情勢の変化や施設の統廃合等により発生した、公用・公共用施設跡地や未利用地については、公有地調整委員会において、売却等を含む有効活用の方向性が示された。その方針に基づき未利用地の有効活用について所管課が取り組んでいる。					
課題		未利用地については、行財政運営の効率化、健全化を図る観点から、方向性に基づき有効活用が図られるべきだが、土地の形状や利用上の規制などから有効活用が困難な場合がある。					
具体的な取組内容		公有地調整委員会において示された方向性に基づき、継続して売却等を含む有効活用の可能性を検討するとともに、必要に応じて市民の意見等も参考に有効活用を図る。 また、条件が悪い未利用地についても、状況調査を行い、順次、利活用について検討を行う。					
期待される効果		有効活用に関する基本指針により、公用・公共用施設跡地の活用を図り、未利用地の発生の抑制及び解消することで、市民に信頼される効率的な行財政運営が図られる。					
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公有地調整委員会・WGの開催(未利用地の状況により適宜開催)			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
状況調査			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)	公有地調整委員会:副市長・関係部長(計7人) WG:関係課係長(計14人)						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	2	健全財政の確立				
	小	16	資産・債務改革(新地方公会計制度)				
	No.	69	所管課	財政課			
実施項目名	統一的な基準による財務書類作成への取り組み						
現状	これまで、普通会計ベース及び連結ベースの貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務書類4表について、総務省方式改訂モデルによる作成を行ってきた。						
課題	平成27年1月に総務省より、固定資産台帳の整備や複式簿記の考え方による「統一的な基準による財務書類」を平成29年度までに作成するようにとの要請がなされた。						
具体的な取組内容	これまで財産調書を作成していない市道等のインフラまで含めた固定資産台帳の整備と、財務データを複式簿記の考え方をベースとした仕訳情報に変換するためのルール設定と、財務データだけでは把握できない仕訳情報の収集体制を構築し、それらのデータを基に平成28年度決算分から統一的な基準による財務書類4表を作成する。						
期待される効果	・資産老朽化比率を踏まえた公共施設等マネジメントなど財務書類に係る各種財政指標が設定される ・財務書類のわかりやすい情報開示により、住民の財政状況の理解や地方議会での活用などが期待される						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
仕訳情報作成のための仕訳ルールの設定と財務会計システムの改修						実施	
財務データだけでは把握できない仕訳情報の収集体制の構築						実施	
固定資産台帳及び複式簿記の考え方による統一的な基準の財務書類の作成						実施	⇒
備考 (用語の説明)							

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	3	市民の視点に立った行政サービスの確立			
	小	17	広報活動の充実			
	No.	70	所管課	秘書課		
実施項目名		広報紙配布方法の検討				
現状		市広報みやざきは、毎月1回発行し、自治会経由で市民に配布している。自治会未加入者に対しては、公共施設や金融機関等に備え付けの広報紙を入手してもらうか、市ホームページ上で広報紙面を閲覧できる状態にしている。また、転入者を対象に、転入受付窓口にて広報紙の配布を行っている。				
課題		市民参加型の行政運営を進めるため、市政情報をより多くの市民に提供する必要がある。				
具体的な取組内容		・人の集まる商業施設等、配布箇所を拡大する。 ・広報紙の配布方法を周知する。				
期待される効果		・市政情報を市民に広く提供できるようになる。 ・市民が市の情報を入手することにより、自治会活動をはじめとする地域活動への積極的な参加が見込まれる。				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
配布箇所の拡大		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
配布方法の周知		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分類番号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	3	市民の視点に立った行政サービスの確立			
	小	18	庁舎機能の充実			
	No.	71	所管課	管財課		
実施項目名		庁舎のあり方の検討				
現状		本庁舎は昭和38年(1963年)に建築、平成16年に増築した。その間、組織の改編や合併に伴い、執務スペースや会議室が狭隘(あい)化し、業務や市民サービスに支障を及ぼすような状況になってきている。建物の老朽化も進んでいる。				
課題		増築や既存施設の有効利用等も含めた庁舎のあり方を検討し、市民の利便性向上や市民ニーズに適合した市庁舎としての機能の強化、充実を図っていく必要がある。				
具体的な取組内容		庁舎の設備の改修を計画的に行う。				
期待される効果		・庁内業務の効率化等による市民サービスの向上 ・防災機能の充実 ・設備の改修による庁舎機能の向上、充実 ・職員の執務環境の改善				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設備の改修工事		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営				
	中	3	市民の視点に立った行政サービスの確立				
	小	19	職員の資質向上				
	No.	72	所管課	健康支援課			
実施項目名	感染症危機管理体制の充実・強化のための職員研修の推進						
現状	新型インフルエンザをはじめとする重大な感染症の患者が発生した場合などに備えて、保健所の全職員が対応できるよう、感染症危機管理体制に関する研修などを実施している。職務の都合上、研修などに参加できない職員には、資料を配布し徹底を図っている。						
課題	職員が、迅速かつ的確に、感染拡大防止のための調査や健康観察などを行い、感染の急速な拡大や大規模な流行への発展を回避できるよう、さらなる職員研修等を実施する必要がある。						
具体的な取組内容	・感染症危機管理研修の実施(年2回) ・市保健所における感染症対応体制についての確認 ・感染症発生時の保健所職員の出勤に備えたPPE着脱訓練の実施						
期待される効果	重大な感染症が発生した場合に、保健所職員が迅速かつ的確に対応することができる。						
実施スケジュール			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
感染症危機管理研修(講話)			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
宮崎市保健所における感染症対応体制についての確認			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
感染症発生時の出勤に備えたPPE(防護服)着脱訓練			実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)	PPE:個人用防護具(ガウン・手袋・マスク・ゴーグル・キャップ・シューズカバー等)						

分 類 番 号	大	1	効率的で信頼される行政経営			
	中	3	市民の視点に立った行政サービスの確立			
	小	20	情報化の推進			
	No.	73	所管課	危機管理課		
実施項目名		災害時における情報伝達体制の充実・強化				
現状		避難行動を促す津波警報や避難勧告・指示等については、住民等に確実に届くよう、情報伝達体制の充実・強化を図る必要があり、その中で、防災メールは、携帯電話の普及率を踏まえると有効な情報伝達手段の一つと考えられるので、積極的に住民への登録を促している。				
課題		宮崎市防災メールの登録者数は、東日本大震災以降増えているが、更なる登録の拡大を図る必要がある。 ※登録者数 震災前8,555人→平成27年11月30日現在 27,728人				
具体的な取組内容		・市広報紙、市ホームページ、ハザードマップ、各種チラシへの記事掲載 ・出前講座等における周知及び登録の促進 ・各種イベント等における周知及び登録の促進				
期待される効果		・住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動を促す ・津波等各種災害による人的被害の軽減				
実施スケジュール		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市広報紙、市ホームページ、ハザードマップ、各種チラシへの記事掲載		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
出前講座等における周知及び登録の促進		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
各種イベント等における周知及び登録の促進		実施	⇒	⇒	⇒	⇒
備考 (用語の説明)						

宮崎市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の行政改革の推進に資するため、宮崎市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(内容)

第2条 市長は、委員会の委員から次に掲げる事項について、その自由な意見を聴くものとする。

- (1) 行政改革の推進に関する事項
- (2) 行政改革大綱の策定に関する事項
- (3) 行政改革大綱の進行管理に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、各界各層の知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員が互選した者を座長として運営する。

2 座長に事故あるとき、または座長が欠けたときは、座長が指定した委員が代行する。

3 委員会は、必要に応じて市長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部人事課行政改革推進室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

宮崎市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の健全財政を確立し、行政全般について総合的、効率的運営を図るため、宮崎市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 事務事業の総点検に関すること。
- (2) 組織機構の改善に関すること。
- (3) 歳入の確保及び歳出の効率化・合理化に関すること。
- (4) その他市の行財政全般に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長、副本部長は副市長を、本部員は別表1に定める職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し議長となる。

2 本部長が不在のときは、総務部の事務を担当する副本部長が職務を代理する。

(幹事会の設置)

第5条 推進本部を補佐し、本部長の指示する事項を検討するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、別表2に定める職にある者をもって組織する。

3 幹事会に会長及び副会長をおき、会長は人事課長を、副会長は財政課長をもって充てる。

4 幹事会の会議は、会長が招集し議長となる。

5 会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総務部人事課行政改革推進室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

宮崎市行政改革推進本部設置要綱（昭和57年11月17日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

企画財政部長
総務部長
税務部長
地域振興部長
環境部長
福祉部長
健康管理部長
農政部長
観光商工部長
建設部長
都市整備部長
佐土原総合支所長
田野総合支所長
高岡総合支所長
清武総合支所長
会計管理者
上下水道局長
消防局長
議会事務局長
教育長
教育局長
農業委員会事務局長
監査事務局長
選挙管理委員会事務局長

別表 2

企画政策課長
財政課長
総務法制課長
人事課長
行政改革推進室長
納税管理課長
地域コミュニティ課長
環境保全課長
福祉総務課長
保健医療課長
農政企画課長
観光戦略課長
土木課長
都市計画課長
佐土原総合支所地域総務課長
田野総合支所地域総務課長
高岡総合支所地域総務課長
清武総合支所地域総務課長
出納室長
上下水道局総務課長
消防局総務課長
議会事務局総務課長
教育委員会事務局企画総務課長
農業委員会事務局次長
監査事務局次長
選挙管理委員会事務局次長